

令和6年度 運営の手引き

福祉用具貸与／
介護予防福祉用具貸与
特定福祉用具販売／
特定介護予防福祉用具販売

横浜市 健康福祉局 介護事業指導課

介護保険制度は、更新や新しい解釈が出ることが大変多い制度です。この手引きは作成時点でまとめていますが、今後変更も予想されますので、常に最新情報を入手するようしてください。



目 次

項目	頁
I 基準の性格、基本方針等	5
1 居宅条例等の制定	5
2 基準の性格	5
3 基本方針	7
II 人員基準について	8
1 管理者	8
2 福祉用具専門相談員	8
3 用語の定義	9
[参考資料1] 福祉用具専門相談員とみなす者について（一部抜粋）	12
III 設備基準について	13
1 設備及び備品等	13
IV 運営基準について	14
1 サービス提供の前に	14
(1) 内容及び手続の説明及び同意	14
(2) サービス提供拒否の禁止	17
(3) サービス提供困難時の対応	17
(4) 受給資格等の確認	17
(5) 要介護（要支援）認定の申請に係る援助	17
[参考資料2] 福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表について	18
[参考資料3] 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準について	19
2 サービス提供の開始に当たって	20
(1) 心身の状況等の把握	20
(2) 居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）等との連携	20
(3) 居宅サービス計画（介護予防サービス計画）に沿ったサービス提供	20
(4) 居宅サービス計画（介護予防サービス計画）等の変更の援助	20
(5) 法定代理受領サービスの提供（介護予防サービス費の支給）を受けるための援助	22
(6) 基本取扱方針	22
(7) 具体的取扱方針（貸与）	23
(8) 具体的取扱方針（販売）	26
(9) （介護予防）福祉用具貸与計画の作成	28
(10) 特定（介護予防）福祉用具販売計画の作成	30
(11) 利用者に関する市町村への通知	34
[参考資料4] 福祉用具貸与計画及び特定福祉用具販売計画の作成手順	35
[参考資料5] 居宅介護支援事業所（介護支援専門員）との連携	36
3 サービス提供時	37
(1) 身分を証する書類の携行	37
(2) サービスの提供の記録	37
4 サービス提供後	38
(1) 利用料等の受領	38

（2）販売費用の額等の受領	3 8
（3）保険給付の請求のための証明書の交付	3 9
（4）保険給付の申請に必要となる書類等の交付	3 9
5 事業所運営	4 0
（1）管理者の責務	4 0
（2）運営規程	4 0
（3）勤務体制の確保等	4 2
（4）適切な研修の機会の確保・知識及び技能の向上等	4 3
（5）福祉用具の取扱種目	4 4
（6）衛生管理等	4 4
（7）掲示及び目録の備付け	4 6
（8）業務継続計画の策定等	4 7
（9）秘密保持等	4 8
（10）広告	4 8
（11）居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）に対する利益供与等の禁止	4 9
（12）苦情処理	4 9
（13）地域との連携等	5 0
（14）事故発生時の対応	5 0
（15）虐待の防止	5 1
（16）会計の区分	5 3
（17）記録の整備	5 4
（18）電磁的記録等	5 5
V 介護報酬請求上の注意点について	5 7
（1）福祉用具貸与費（1月につき）	5 7
（2）要介護1の者等に係る福祉用具貸与費	5 7
[参考資料6] 要介護1の者等（軽度者）に対する福祉用具貸与費の算定可否の確認フローチャート	5 9
[参考資料7] 軽度者（要支援、要介護1）に対する対象外種目の貸与判断基準	6 0
[参考資料8] 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付関係事務の基本的な取扱いの整理について（通知）	6 1
（3）貸与価格の上限設定等	6 2
（4）介護給付費明細書へのTAISコード・福祉用具届出コードの記載	6 2
（5）複数の福祉用具を貸与する場合の価格	6 2
（6）高齢者虐待防止措置未実施減算	6 3
（7）業務継続計画未策定減算	6 4
（8）特別地域における加算	6 5
（9）中山間地域等における小規模事業所に対する加算	6 6
（10）中山間地域等居住者へのサービス提供に対する加算	6 6
（11）他のサービスとの関係	6 6
（12）月の中途における契約・解約の取扱い	6 6
（13）居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給限度基準額について	6 6
（14）居宅介護福祉用具購入費の支給が必要と認められる場合	6 7

[参考資料9] 福祉用具の種目	6 8
[参考資料10] 厚生労働省等が発行している各種ガイドライン等について	7 4
[参考資料11] ハンドル形電動車椅子を使用中の事故防止に向けた対応について	7 5
[参考資料12] 福祉用具の重大製品事故報告に係る情報提供について	7 6

*サービス名称等の省略表記に関するおことわり

各種基準等については、指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与、並びに指定特定福祉用具販売及び指定特定介護予防福祉用具販売に共通するものが多数あります。

読みやすさ向上のため、以下では次のとおり省略表記を行います。

(1) サービス名称の表記について

以下では特に断りのない限り、対象となるサービスを一括して次のとおり表記します。

- ア 指定福祉用具貸与と指定介護予防福祉用具貸与を併せて「指定福祉用具貸与」
- イ 指定特定福祉用具販売と指定特定介護予防福祉用具販売を併せて「指定特定福祉用具販売」
- ウ 上記4サービスを一括して「指定福祉用具貸与・販売」

(2) 基準適用の該否に関する表示について

以下に掲載する基準等について、サービスごとの適用該否を次に示す略号で示します。

【貸与】：（介護予防）指定福祉用具貸与に適用されるもの

【販売】：特定（介護予防）福祉用具販売に適用されるもの

【一体的に運営する指定福祉用具貸与事業所と介護予防福祉用具貸与事業所、並びに指定特定福祉用具販売事業所の場合】

- ・指定福祉用具貸与事業者と指定介護予防福祉用具貸与事業者 又は
- ・指定特定福祉用具販売事業者と指定特定介護予防福祉用具販売事業者

の指定を併せて受け、かつ、両事業を同一の事業所において一体的に運営している場合については、指定福祉用具貸与（指定特定福祉用具販売）の人員基準及び設備基準を満たすことによって介護予防福祉用具貸与（指定介護予防特定福祉用具販売）の基準も満たします。

基本的に内容が同じものは1つにまとめ、福祉用具貸与・販売の文言で記載しています。

介護予防サービスについては適宜読み替えてください。

<例>居宅介護支援事業→介護予防支援事業、要介護→要支援

I 基準の性格等

1 居宅条例等の制定

指定居宅サービス及び指定介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準等については、介護保険法において、各都道府県（政令指定都市）の条例で定めることとされています。

本市における指定居宅サービス及び指定介護予防サービスの当該基準等は、以下に示す条例に規定されています。市内に所在する指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者は、本市条例に定められた基準等に従った事業運営を行わなければなりません。

【指定福祉用具貸与・指定特定福祉用具販売に関する基準】

○横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例

（平成24年12月横浜市条例第76号。以下「居宅条例」という。）

【指定介護予防福祉用具貸与・指定特定介護予防福祉用具販売に関する基準】

○横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例

（平成24年12月横浜市条例第78号。以下「予防条例」という。）

<本市ホームページ上の掲載場所>

トップページ > 暮らし・総合 > 福祉・介護 > 高齢者福祉・介護 > 条例・計画・協議会 > 条例・規則

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/koreisha-kaigo/kyogikai/jorei-kisoku.html>

2 基準の性格

◎指定居宅サービスの事業の一般原則 【居宅条例第3条・予防条例第3条】

- 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければなりません。
- 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければなりません。
- 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければなりません。
- 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければなりません。

【ポイント】

※介護保険等関連情報の活用とP D C Aサイクルの推進について

居宅条例第3条第4項は、指定居宅サービスの提供に当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でP D C Aサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければなりません。

この場合において、「科学的介護情報システム（LIFE: Long-term care Information system For Evidence）」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望まれます。

◎基準の性格【指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号）（以下「老企25」） 第1】

- 基準は、指定居宅サービスの事業がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであ
り、指定居宅サービス事業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければなりません。
- 指定居宅サービスの事業を行う者又は行おうとする者が満たすべき基準等を満たさない場合には、指定居宅サービスの指定又は更新は受けられず、また、基準に違反することが明らかになった場合には、
 - ① 相当の期間を定めて基準を遵守するよう勧告を行い、
 - ② 相当の期間内に勧告に従わなかったときは、事業者名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表し、
 - ③ 正当な理由が無く、当該勧告に係る措置を探らなかったときは、相当の期限を定めて当該勧告に係る措置を探るよう命令することができます

とされています。（③の命令をした場合には事業者名、命令に至った経緯等を公示します。）
なお、③の命令に従わない場合には、当該指定を取り消すこと、又は取消しを行う前に相当の期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（不適正なサービスが行われていることが判明した場合、当該サービスに関する介護報酬の請求を停止させること）ができるとされています。
- ただし、次に掲げる場合には、基準に従った適正な運営ができなくなったものとして、直ちに指定を取り消すこと又は指定の全部若しくは一部の効力を停止することができます。
 - ① 次に掲げるとき、その他事業者が自己の利益を図るために基準に違反したとき
 - イ 指定居宅サービスの提供に際して利用者が負担すべき額の支払を適正に受けなかったとき
 - ロ 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品、その他の財産上の利益を供与したとき
 - ② 利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき
 - ③ その他①及び②に準ずる重大かつ明白な基準違反があったとき
- 運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に従って事業の運営をすることができなくなったことを理由として指定が取り消され、法に定める期間の経過後に再度当該事業者から当該事業所について指定の申請がなされた場合には、当該事業者が運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を遵守することを確保することに特段の注意が必要であり、その改善状況等が確認されない限り指定を行わないものとする、とされています。
- 特に、居宅サービスの事業の多くの分野においては、基準に合致することを前提に自由に事業への参入を認めていること等にかんがみ、基準違反に対しては、厳正に対応すべきであるとされています。

◎指定居宅サービス事業者の指定【居宅条例第4条・予防条例第4条】

- 法人格を有していない者は指定を受けることができません。
(ただし、病院、診療所又は薬局により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては、この限りではありません。)
- 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号の暴力団、同条第5号の暴力団経営支配法人等又は同条例第7条の暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（以下この項において「暴力団等」という。）は指定を受けることができません。

3 基本方針

(1) 福祉用具貸与

<福祉用具貸与>【居宅条例第231条】

指定居宅サービスに該当する福祉用具貸与（以下「指定福祉用具貸与」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具（法第8条第12項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければなりません。

<介護予防福祉用具貸与>【予防条例第220条】

指定介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与（以下「指定介護予防福祉用具貸与」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具（法第8条の2第10項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の生活機能の維持又は改善を図るものでなければなりません。

(2) 特定福祉用具販売

<特定福祉用具販売>【居宅条例第246条】

指定居宅サービスに該当する特定福祉用具販売（以下「指定特定福祉用具販売」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具（法第8条第13項の規定により厚生労働大臣が定める特定福祉用具をいう。以下同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければなりません。

<特定介護予防福祉用具販売>【予防条例第235条】

指定介護予防サービスに該当する特定介護予防福祉用具販売（以下「指定特定介護予防福祉用具販売」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定介護予防福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定介護予防福祉用具を販売することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければなりません。

II 人員基準について

1 管理者

[貸与] (居宅条例 第233条・予防条例 第222条)

[販売] (居宅条例第248条・予防条例第237条)

管理者は、常勤であり、原則として専ら当該指定福祉用具貸与・特定指定福祉用具販売事業所の管理者の職務に従事する者でなければなりません。

ただし、以下の場合であって、管理業務に支障がないと認められるときには他の職務を兼ねることができます。

- ① 当該指定（介護予防）福祉用具貸与事業所、指定特定（介護予防）福祉用具販売事業所の他の職務に従事する場合
- ② 当該指定（介護予防）福祉用具貸与事業所、指定特定（介護予防）福祉用具販売事業所と同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の職務に従事する場合であって、特に当該福祉用具事業所の管理業務に支障がないと認められる場合

⇒P. 40 「(1) 管理者の責務」参照

【指導事例】

- ・同一敷地内にある、別の法人の事業所に勤務していた。

2 福祉用具専門相談員

[貸与] (居宅条例第232条・予防条例第221条)

[販売] (居宅条例第247条・予防条例第236条)

○ 必要数

福祉用具専門相談員の必要員数は、常勤換算方法で2以上です。

○ 資格

介護保険法施行令第4条第1項に定める福祉用具専門相談員の資格は、次のとおりです。

- ①介護福祉士、義肢装具士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士
- ②福祉用具専門相談員指定講習を修了した旨の証明書の交付を受けた者
- ③都道府県知事が福祉用具専門相談員指定講習に相当すると認める講習の修了者

⇒神奈川県では、福祉用具専門相談員指定講習会修了者（平成11年度～17年度実施分）

⇒P. 12 [参考資料1] 「福祉用具専門相談員とみなす者について」参照

【ポイント】

- 上記基準は事業所として最低限確保しておかなければならない員数です。

サービス利用実績が少ないと理由に所定の員数を確保しないことは認められません。

※「常勤換算」についてはP. 9を参照してください。

【指導事例】

- 福祉用具専門相談員が常勤換算で2以上確保されていなかった。

- 無資格の従業員がサービス提供を行っていた。

3 用語の定義（老企25 第2の2）

（1）「常勤換算方法」

当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいいます。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数で、例えば、当該事業所が訪問介護と訪問看護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業者が訪問介護員等と看護師等を兼務する場合、訪問介護員等の勤務延時間数には、訪問介護員等としての勤務時間だけを算入することとなります。

ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）第 13 条第 1 項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号。以下「育児・介護休業法」という。）第 23 条第 1 項、同条第 3 項又は同法第 24 条に規定する所定労働時間の短縮等の措置若しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置（以下「育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている場合、30 時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1 として取り扱うことを可能とします。

（2）「勤務延時間数」

勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置付けられている時間の合計数とします。なお、従業者 1 人につき、勤務時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間を上限とします。

（3）「常勤」

当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。）に達していることをいいます。ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を 30 時間として取り扱うことが可能です。

同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所（同一敷地内に所在する又は道路を隔てて隣接する事業所をいう。ただし、管理上支障がない場合は、その他の事業所を含む。）の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすこととします。例えば、一の事業者によって行われる指定訪問介護事業所と指定居宅介護支援事業所が併設されている場合、指定訪問介護事業所の管理者と指定居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなります。

また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従業者が労働基準法第 65 条（昭和 22 年法律第 49 号）に規定する休業（以下「産前産後休業」という。）、母性健康管理措置、育児・介護休業法第 2 条第 1 号に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）、同条第 2 号に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）、同法第 23 条第 2 項の育児休業に関する措置による制度に準ずる措置又は同法第 24 条第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）の規定により同項第 2 号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業に準ずる休業」という。）を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従業者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとします。

（4）「専ら従事する」「専ら提供に当たる」

原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいいます。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間（指定通所介護及び指定通所リハビリ

ーションについては、サービスの単位ごとの提供時間)をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。

【国Q & A】（運営基準等に係るQ & A（平成14年3月28日））

【常勤換算方法により算定される従業者の休暇等の取扱い】

（問）常勤換算方法により算定される従業者が出張したり、また、休暇を取った場合に、その出張や休暇に係る時間は勤務時間としてカウントするのか。

（回答）「常勤換算方法」とは、非常勤の従業者について「事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、常勤の従業者の員数に換算する方法」（居宅サービス運営基準第2条第8号等）であり、また、「勤務延時間数」とは、「勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間（又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。））として明確に位置づけられている時間の合計数」である（居宅サービス運営基準解釈通知第二・2（2）等）。以上から、非常勤の従業者の休暇や出張（以下「休暇等」という。）の時間は、サービス提供に従事する時間とはいえないもので、常勤換算する場合の勤務延時間数には含めない。

なお、常勤の従業者（事業所において居宅サービス運営基準解釈通知第二・2（3）における勤務体制を定められている者をいう。）の休暇等の期間については、その期間が暦月で1月を超えるものでない限り、常勤の従業者として勤務したものとして取り扱うものとする。

【国Q & A】（平成27年度介護報酬改定に関するQ & A（Vol. 1）（平成27年4月1日））

（問1）各加算の算定要件で「常勤」の有資格者の配置が求められている場合、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）の所定労働時間の短縮措置の対象者について常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間としているときは、当該対象者については30時間勤務することで「常勤」として取り扱って良いか。

（回答）そのような取扱いで差し支えない。

（問3）各事業所の「管理者」についても、育児・介護休業法第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置の適用対象となるのか。

（回答）労働基準法第41条第1号に定める管理監督者については、労働時間等に関する規定が適用除外されていることから、「管理者」が労働基準法第41条第2号に定める管理監督者に該当する場合は、所定労働時間の短縮措置を講じなくてもよい。

なお、労働基準法第41条第2号に定める管理監督者については、同法の解釈として、労働条件の決定その他労務管理について経営者と一体的な立場にある者の意であり、名称にとらわれず、実態に即して判断すべきであるとされている。このため、職場で「管理職」として取り扱われている者であっても、同号の管理監督者に当たらない場合には、所定労働時間の短縮措置を講じなければならない。

また、同号の管理監督者であっても、育児・介護休業法第23条第1項の措置とは別に、同項の所定労働時間の短縮措置に準じた制度を導入することは可能であり、こうした者の仕事と子育ての両立を図る観点からは、むしろ望ましいものである。

【国Q & A】（令和3年度介護報酬改定に関する（Q & A Vol. 1）（令和3年3月19日））

（問1）人員配置基準や報酬算定において「常勤」での配置が求められる職員が、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した場合に、同等の資質を有する複数の非常勤職員を常勤換算することで、人員配置基準を満たすことを認めるとあるが、「同等の資質を有する」かについてどのように判断するのか。

（回答）介護現場において、仕事と育児や介護との両立が可能となる環境整備を進め、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、以下の取扱いを認める。

＜常勤の計算＞

育児・介護休業法による育児の短時間勤務制度を利用する場合に加え、同法による介護の短時間勤務制度や、男女雇用機会均等法による母性健康管理措置としての勤務時間の短縮等を利用する場合についても、

30時間以上の勤務で、常勤扱いとする。

<常勤換算の計算>

職員が、育児・介護休業法による短時間勤務制度や母性健康管理措置としての勤務時間の短縮等を利用する場合、週30時間以上の勤務で、常勤換算上も1と扱う。

<同等の資質を有する者の特例>

「常勤」での配置が求められる職員が、産前産後休業や育児・介護休業、育児休業に準ずる休業、母性健康管理措置としての休業を取得した場合に、同等の資質を有する複数の非常勤職員を常勤換算することで、人員配置基準を満たすことを認める。なお、「同等の資質を有する」とは、当該休業を取得した職員の配置により満たしていた、勤続年数や所定の研修の修了など各施設基準や加算の算定要件として定められた資質を満たすことである。

[参考資料1]

福祉用具専門相談員とみなす者について(一部抜粋)

平成18年4月1日適用
一部改正 平成25年4月1日適用
全部改正 平成27年4月1日適用
神奈川県保健福祉局福祉部地域福祉課

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）平成18年3月改正附則第18条第2項第1号の規定に基づき、神奈川県知事が福祉用具専門相談員指定講習に相当するものとして公示する課程（適格講習）を修了した者として、福祉用具専門相談員とみなす者は、次のとおりとする。

	資格・要件等	証明書等	講習会等実施者 (証明を所管する機関)	講習会等の 実施時期
1	福祉用具専門相談員指定講習会修了者 (「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令第37号))	修了証書	・厚生省、厚生労働省の指定を受けた講習会事業者	平成11年度～平成17年度

* 福祉用具専門相談員に従事する場合の証明書は、上記の証明書等をもって代えることができる。

(以下略)

III 設備基準について

1 設備及び備品等

【貸与】（居宅条例第234条、予防条例第223条）

【販売】（居宅条例第249条、予防条例第238条）

【貸与・販売共通】

事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければなりません。

○ 利用申込の受付・相談等に対応するのに適切なスペースの確保

遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること

【貸与のみ】

指定（介護予防）福祉用具貸与事業所は、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材を備えなければなりません。

○ 福祉用具貸与品保管のために必要な設備

イ 清潔であること

ロ 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること

※ 但し、当該事業所が、福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができます。

消毒業務を委託している場合 ⇒P.44「(6)衛生管理等」参照

【ポイント】

・清潔庫と不潔庫を明確に区分すること。

○ 福祉用具貸与品消毒のための必要な設備（消毒業者に委託する場合は不要）

福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること

※詳細については、本市文書「居宅サービス事業等における設備等のガイドライン」をご確認ください。

横浜市トップページ > ビジネス > 分野別メニュー > 福祉・介護 > 高齢者福祉・介護

> 事業者指定・委託等の手続き > 居宅・施設サービス関連 > ○ サービス共通資料・様式等

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/kyotaku/common.html>

※レイアウトの変更を行なう場合、変更届の提出が必要です。

【指導事例】

- ・相談室がオープンであり、プライバシーに配慮した適切なスペースとは認められなかった。
- ・事業所のレイアウトを変更していたが、届出を行っていなかった。
- ・委託契約で指定を受けている消毒会社が、他の方法で消毒・保管されていたものを提供していた。

IV 運営基準について

1 サービス提供の前に

(1) 内容及び手続の説明及び同意

[貸与] (居宅条例第 245 条 (第 9 条準用)、予防条例第 231 条 (第 46 条の 2 準用))

[販売] (居宅条例第 256 条 (第 9 条準用)、予防条例第 243 条 (第 46 条の 2 準用))

<内容及び手続の説明及び同意>

1 指定福祉用具貸与・販売事業者は、指定福祉用具貸与・販売の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、福祉用具専門相談員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書（**重要事項説明書**）を交付して説明を行い、サービス提供の開始について利用申込者の**同意を文書により得なければなりません。**

【ポイント】

1 内容及び手続の説明及び同意

- 重要事項を記した文書に記載すべきと考えられる事項は、以下のとおりです。
 - ア 法人、事業所の概要
(法人名、事業所名、事業所番号、併設サービスなど。詳細は、居宅条例 239 条及び予防条例 225 条を参照。)
 - イ 営業日、営業時間
 - ウ 用具の提供方法、取り扱う種目及び利用料（販売費用の額）その他の費用の額
 - エ 従業者の勤務体制（従業者の職種、員数及び職務の内容）
 - オ 通常の事業の実施地域
 - カ 緊急時等における対応方法
 - キ 苦情処理の体制（事業所担当、市町村、国民健康保険団体連合会などの相談及び苦情の窓口も記載）
 - ク その他運営に関する重要事項
(「事故発生時の対応」「従業者及び退職後の秘密の保持」「苦情・相談体制」「従業者の研修」等)
- 重要事項説明書の内容と運営規程の内容に齟齬があつてはなりません。

※事業者とのサービス提供契約については、利用申込者及びサービス事業者双方を保護する観点から、重要事項説明書とは別に、書面（契約書等）により確認することが望ましいです。

【指導事例】

- ・重要事項説明書の記載内容が古いままで、サービス提供時間や定員数に運営規程の内容と齟齬があつた。

<電磁的方法による交付等>

2 指定福祉用具貸与・販売事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電磁的方法（※1）により提供することができます。この場合において、当該指定福祉用具貸与・販売事業者は、当該文書を交付したものとみなします。

※1：電子情報処理組織（※2）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次の(1)(2)に掲げるもの

※2：指定福祉用具貸与・販売事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定福祉用具貸与・販売事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定福祉用具貸与・販売事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定福祉用具貸与・販売事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 第2項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければなりません。

4 指定福祉用具貸与・販売事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければなりません。

- (1) 第2項各号に規定する方法のうち指定福祉用具貸与・販売事業者が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式

5 第4項の規定による承諾を得た指定福祉用具貸与・販売事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはなりません。

ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りではありません。

⇒P.55 「(18) 電磁的記録等」参照

◎貸与のみ

○貸与価格の上限額適用

福祉用具専門相談員においては、貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格について利用者への説明が必要となります。（全国平均貸与価格については厚生労働省HPにて公開）

また、商品ごとの貸与価格の上限を超えて貸与を行った場合には、**福祉用具貸与費は算定されません**のでご注意ください。

○機能や価格帯の異なる複数商品の提示等

指定（介護予防）福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が適切な福祉用具を選択する観点から、利用者に対して、以下の説明・情報提示を行う必要があります。

- ① 貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格を説明すること。
- ② 機能や価格帯の異なる複数の商品を提示すること。

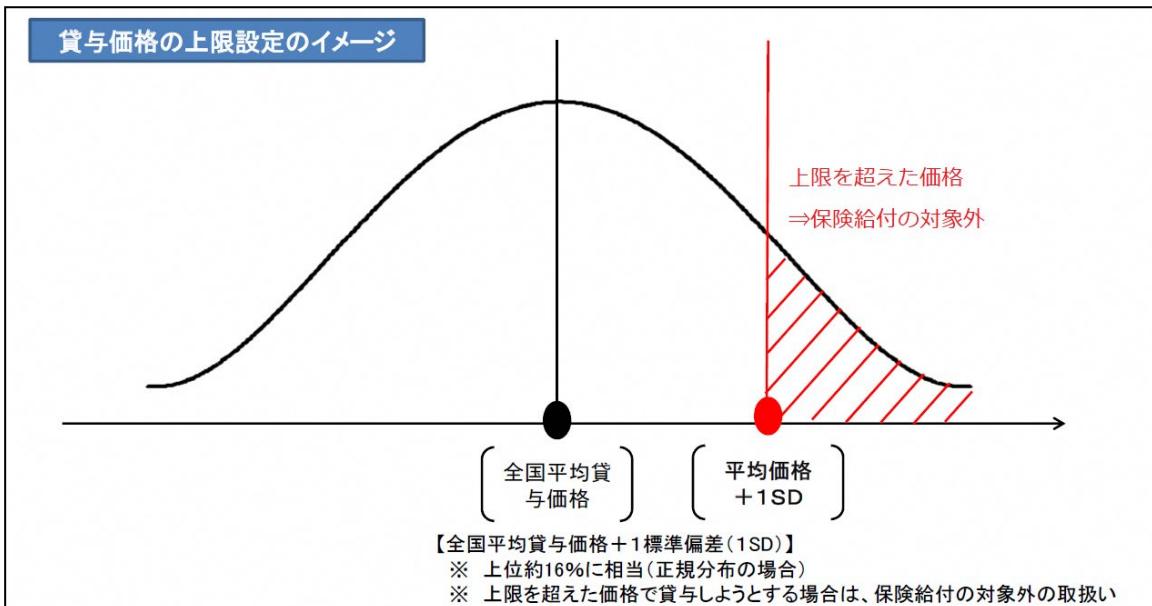
○（介護予防）福祉用具貸与計画の介護支援専門員への交付

指定（介護予防）福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を当該利用者に加えて、当該利用者に係る介護支援専門員にも交付しなければなりません。

【ポイント】

ア 貸与価格の上限設定の考え方について

- 福祉用具の貸与価格の上限設定については、商品ごとに行う。
- 具体的には、当該商品の「全国平均貸与価格 + 1 標準偏差（1 SD）」とする。
※ 標準偏差：データの散らばりの大きさを表す指標。
「全国平均貸与価格 + 1 標準偏差（1 SD）」は上位約 16% に相当（正規分布の場合）。



イ 貸与価格の上限設定の運用上の留意事項

- 商品ごとの全国平均貸与価格の公表及び貸与価格の上限設定（以下「上限設定等」という。）については、平成 30 年 1 月から適用する。なお、新商品については、3 月に 1 度の頻度で上限設定等を行う。
- 上限設定等については、3 年に 1 度の頻度で見直しを行う。ただし、見直しを行うとき、上限設定等から経過した期間が 1 年未満の新商品については見直しを行わず、次に見直しを行う年度に見直すこととする。
- 上限設定等を行うに当たっては、月平均 100 件以上の貸与件数となったことがある商品について適用する。

【平成30年介護報酬改定に関する関係Q & A（平成30年3月28日 介護保険最新情報 Vol. 629）】

- （問 130）機能や価格帯の異なる複数の商品の提示が困難な場合は、一つの商品の提示で良いか。
（回答）例えば、他に流通している商品が確認できない場合、福祉用具本体の選択により適合する付属品が定まる場合等は、差し支えない。

⇒P. 18 [参考資料 2] 「福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表について」参照

(2) サービス提供拒否の禁止

[貸与] (居宅条例第245条(第10条準用)、予防条例第231条(第46条の3準用))

[販売] (居宅条例第256条(第10条準用)、予防条例第243条(第46条の3準用))

正当な理由なく指定(介護予防)福祉用具貸与(特定(介護予防)福祉用具販売)サービスの提供を拒んではなりません。

【ポイント】

- 原則として、利用申込に対しては応じなければなりません。
- 特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することは禁止されています。
- 提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、以下①から③の場合です。
 - ① 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合
 - ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合
 - ③ その他利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難な場合

(3) サービス提供困難時の対応

[貸与] (居宅条例第245条(第11条準用)、予防条例第231条(第46条の4準用))

[販売] (居宅条例第256条(第11条準用)、予防条例第243条(第46条の4準用))

当該事業所の通常の事業の実施地域、取り扱う特定福祉用具の種目等を勘案し、利用申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)への連絡、適当な他の指定福祉用具貸与・販売事業者等を紹介するなどの適切な措置を速やかに講じなければなりません。

(4) 受給資格等の確認

[貸与] (居宅条例第245条(第12条準用)、予防条例第231条(第46条の5準用))

[販売] (居宅条例第256条(第12条準用)、予防条例第243条(第46条の5準用))

利用の申込みがあった場合は、その者の(介護保険)被保険者証によって、被保険者資格、要介護(要支援)認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認します。被保険者証に、認定審査会の意見が記載されているときは、これに配慮して指定(介護予防)福祉用具貸与(特定(介護予防)福祉用具販売)のサービスを提供するよう努めなければなりません。

(5) 要介護(要支援)認定の申請に係る援助

[貸与] (居宅条例第245条(第13条準用)、予防条例第231条(第46条の6準用))

[販売] (居宅条例第256条(第13条準用)、予防条例第243条(第46条の6準用))

要介護(要支援)認定を受けていない者から利用申込があった場合には、要介護(要支援)認定の申請が、既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければなりません。

また、居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)を利用してない利用者に対しては、継続して保険給付を受けるためには、要介護(要支援)認定の更新が必要となりますので、遅くとも要介護(要支援)認定の有効期間満了日の30日前までには更新申請が行われるよう、必要な援助を行わなければなりません。

[参考資料2]

事務連絡
令和4年1月26日

都道府県

各 指定都市 介護保険主管課（室） 御中
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課

令和4年7月貸与分から適用される福祉用具の全国平均貸与価格及び
貸与価格の上限の公表について（新商品に係る分）

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表については、「福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準について」（平成30年3月22日老高発0332第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）で示したとおり、新商品について3ヶ月に1度の頻度で全国平均貸与価格の公表や上限価格を設けることとしております。

この度、令和4年7月貸与分から適用される新商品に係る福祉用具の全国平均貸与価格及び上限価格について、下記のとおりお知らせします。

都道府県、指定都市及び中核市の担当課室におかれましては、管内市町村及び福祉用具貸与事業者等に対し、広く周知いただくとともに、遺漏なく御対応願います。

記

令和4年7月貸与分より新たに全国平均貸与価格及び上限価格が適用される商品（新商品のみ）及びその価格の掲載先について

厚生労働省のホームページに掲載していますので、以下を御参照いただきますようお願いします。

掲載先（厚生労働省ホームページ）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>

本内容は、公益財団法人テクノエイド協会のホームページでも掲載しています。

<http://www.techno-aids.or.jp/tekisei/index.shtml>

【厚生労働省担当】

厚生労働省老健局 高齢者支援課
福祉用具・住宅改修係

電話：03-5253-1111（内3985）

e-mail：fukushiyougu@mhlw.go.jp

[参考資料3]

高発 0332 第1号
平成30年3月22日
老高発 0612 第1号
最終改正 令和2年6月12日

各都道府県介護保険主管部（局）長あて

厚生労働省老健局高齢者支援課長通知

福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準について

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）及び厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数（平成18年厚生労働省告示第165号）の規定に基づく「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準」（以下「基準」という。）については、平成30年3月22日厚生労働省告示第80号をもって公布されたところであるが、基準の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、管下市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

1 基準の性格

基準においては、福祉用具の貸与価格が、当該福祉用具の全国平均貸与価格に当該福祉用具の全ての貸与価格の標準偏差を加えることで算出される額（以下「貸与価格の上限」という。）を超えないこととしている。

これを超えて福祉用具貸与を行った場合、福祉用具貸与費は算定しない。

2 運用に当たっての留意事項

- (1) 商品ごとの全国平均貸与価格の公表及び貸与価格の上限設定（以下「上限設定等」という。）については、平成30年10月から適用する。なお、新商品については、3月に1度の頻度で上限設定等を行う。
- (2) 上限設定等については、3年に1度の頻度で見直しを行う。ただし、見直しを行うとき、上限設定等から経過した期間が1年未満の新商品については見直しを行わず、次に見直しを行う年度に見直すこととする。
- (3) 上限設定等を行うに当たっては、月平均100件以上の貸与件数となったことがある商品について適用する。
- (4) (1)から(3)までについては、施行後の実態も踏まえつつ、実施していくこととする。

2 サービス開始に当たって

(1) 心身の状況等の把握

- [貸与] (居宅条例第 245 条 (第 14 条準用)、予防条例第 231 条 (第 46 条の 7 準用))
 [販売] (居宅条例第 256 条 (第 14 条準用)、予防条例第 243 条 (第 46 条の 7 準用))

利用者に係る居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければなりません。

(2) 居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）等との連携

- [貸与] (居宅条例第 245 条 (第 15 条準用)、予防条例第 231 条 (第 46 条の 8 準用))
 [販売] (居宅条例第 256 条 (第 15 条準用)、予防条例第 243 条 (第 46 条の 8 準用))

サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければなりません。また、サービスの提供の終了に当たっては、利用者又はその家族に対して適切な相談又は助言を行うとともに、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者に情報を提供しなければなりません。

(3) 居宅サービス計画（介護予防サービス計画）に沿ったサービス提供

- [貸与] (居宅条例第 245 条 (第 17 条準用)、予防条例第 231 条 (第 46 条の 10 準用))
 [販売] (居宅条例第 256 条 (第 17 条準用)、予防条例第 243 条 (第 46 条の 10 準用))

作成した居宅サービス計画に沿った指定（介護予防）福祉用具貸与（特定（介護予防）福祉用具販売）サービスを提供しなければなりません。

(4) 居宅サービス計画（介護予防サービス計画）等の変更の援助

- [貸与] (居宅条例第 245 条 (第 18 条準用)、予防条例第 231 条 (第 46 条の 11 準用))
 [販売] (居宅条例第 256 条 (第 18 条準用)、予防条例第 243 条 (第 46 条の 11 準用))

利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）への連絡その他の必要な援助を行わなければなりません。

(1)～(4) の【ポイント】

(1)～(4)までは、他のサービス事業者、特に居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者との密接な連携が必要となります。

○サービス担当者会議の出席

居宅サービス計画を変更する場合等に、ケアマネジャーは福祉用具貸与・販売事業者等の居宅サービス事業者等を集めてサービス担当者会議を開催することになっています。福祉用具貸与・販売事業者は利用者を取り巻くチームケアの一員としてこの会議に出席しなくてはなりません。

サービス担当者会議では、福祉用具貸与・販売事業者は、アセスメントやモニタリングに基づいた情報提供を行うとともに、居宅サービス計画原案について専門的立場から提言し、他事業所との情報交換を図ってください。

○変更の援助

（介護予防）福祉用具貸与（特定（介護予防）福祉用具販売）サービスを法定代理受領サービスとして提供するためには、当該サービスが居宅サービス計画に位置付けられている必要があることを踏まえ、指定福祉用具貸与・販売事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合（利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、指定福祉用具貸与・販売事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含む。）は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で

居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明その他の必要な援助を行わなければなりません。

※居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）等との連携については、P.36【参考資料5】「居宅介護支援事業所（介護支援専門員）との連携」を参考にしてください。

【指導事例】

- 理由なく、恒常的にサービス担当者会議に出席していなかった。

**(5) 法定代理受領サービスの提供（介護予防サービス費の支給）を受けるための援助
[貸与]（居宅条例第245条（第16条準用）、予防条例第231条（第46条の9準用））**

サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条（第83条の9）各号（法定代理受領の要件）のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）に依頼する旨を市町村に届け出ること等により、指定福祉用具貸与サービスを法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明しなければなりません。

また、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）に関する情報を提供すること、その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければなりません。

(6) 基本取扱方針

[貸与]（居宅条例第236条、予防条例第232条）

[販売]（居宅条例第256条（第236条準用）、予防条例第244条）

<指定福祉用具貸与・指定特定福祉用具販売>

- ・利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減につながるよう、その目標を設定し、計画的に行われなければなりません。
- ・常に清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与（特定福祉用具を販売）しなければなりません。
- ・自らその提供する指定福祉用具貸与（指定特定福祉用具販売）の質の評価を行い、常にその改善を図らなければなりません。

<指定介護予防福祉用具貸与・指定特定介護予防福祉用具販売>

- ・利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければなりません。
- ・自らその提供する指定介護予防福祉用具貸与（指定特定介護予防福祉用具販売）の質の評価を行い、常にその改善を図らなければなりません。
- ・指定介護予防福祉用具貸与（指定特定介護予防福祉用具販売）の提供に当たり、利用者が出来る限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければなりません。
- ・利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければなりません。

(7) 具体的取扱方針（貸与）

[福祉用具貸与]（居宅条例第237条、老企25 第3の十一の3（3））

[介護予防福祉用具貸与]（予防条例第233条、老企25 第4の三の9（2））

次の手続きについては、原則として有資格者である福祉用具専門相談員が自ら行う必要があります。

○ 指定福祉用具貸与

①計画の作成 →選定 →情報提供 →同意	指定福祉用具貸与の提供に当たっては、 <u>福祉用具貸与計画</u> に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を文書により得なくてはなりません。 また、指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供する必要があります。
《貸与・販売の選択制の対象福祉用具の場合》 ①-2 計画の作成 →選定 →情報提供 →同意	福祉用具及び法第8条第13項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具(以下「対象福祉用具」という。)に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行います。 (★1)
②点検	貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行います。
③調整 →取扱説明書交付 →説明 →使用方法指導	利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書(取扱説明書)を交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行います。
※電動車いすや移動用リフト等	特に、電動車いすや移動用リフト等の使用に際し安全性の面から注意が必要な福祉用具については、訓練操作の必要性等利用に際しての注意事項について十分説明してください。
※自動排泄処理装置等	また、自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、利用者又は家族等が日常的に行わなければならない衛生管理(洗浄、点検等)について十分説明してください。
④使用状況の確認 【隨時】 →使用方法指導 →修理	隨時、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行います。 (★2)
※自動排泄処理装置等	特に自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、当該福祉用具の製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則り、定期的な使用状況の確認、衛生管理、保守・点検を確実に実施してください。
※修理 →点検	なお、修理については、専門的な技術を有する者に行わせても構いませんが、福祉用具専門相談員が責任をもって修理後の点検を行ってください。

<p>⑤ケアプランへの位置付け →サービス担当者会議 【必要に応じて随時】</p>	<p>居宅サービス計画に福祉用具貸与が位置付けられる場合には、主治の医師からの情報伝達及びサービス担当者会議の結果を踏まえ、居宅サービス計画に福祉用具貸与の必要な理由を記載するとともに、利用者に係る介護支援専門員により、必要に応じて随時、その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じなければなりません。</p>
<p>⑥サービス提供にあたって</p>	<p>指定福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはなりません。なお、身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等の態様等を記録しなければなりません。 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければなりませんが、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りではありません。ただし、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明してください。(★3)</p>

○ 指定介護予防福祉用具貸与

①計画の作成 →選定 →情報提供 →同意	指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行い、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を文書により得なくてはなりません。 また、指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供する必要があります。
《貸与・販売の選択制の対象福祉用具の場合》 ①-2 計画の作成 →選定 →情報提供 →同意	福祉用具及び法第8条の2第11項に規定する特定介護福祉用具のいずれにも該当する福祉用具(以下「対象福祉用具」という。)に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行います。 (★1)
②計画に基づくサービス提供	指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、 <u>介護予防福祉用具貸与計画</u> に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとします。
③提供方法等の説明	指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを目指し、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。
④点検	貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行います。
⑤調整 →取扱説明書交付 →説明 →使用方法指導	利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書(取扱説明書)を交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行います。
※自動排泄処理装置等	また、自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、利用者又は家族等が日常的に行わなければならない衛生管理(洗浄、点検等)について十分説明してください。
⑥使用状況の確認 【必要な場合】 →使用方法指導 →修理	利用者等からの要請等に応じ、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行います。 (★2)
※自動排泄処理装置等	特に自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、当該福祉用具の製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則り、定期的な使用状況の確認、衛生管理、保守・点検を確實に実施してください。
※修理 →点検	なお、修理については、専門的な技術を有する者に行わせても構いませんが、福祉用具専門相談員が責任をもって修理後の点検を行ってください。
⑦サービス提供にあたつて	指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を

	行ってはなりません。なお、身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等の態様等を記録しなければなりません。 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければなりませんが、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りではありません。ただし、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明してください。（★3）
--	---

(8) 具体的取扱方針（販売）

[特定福祉用具販売]（居宅条例第253条、老企25 第3の十二の3(4)）

[特定介護予防福祉用具販売]（予防条例第245条、老企25 第4の三の10(2)）

次の手続きについては、原則として有資格者である福祉用具専門相談員が自ら行う必要があります。

○ 指定特定福祉用具販売

①計画の作成 →選定 →情報提供 →同意	指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、 <u>特定福祉用具販売計画に基づき</u> 、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売に係る同意を文書により得なくてはなりません。
《貸与・販売の選択制の対象福祉用具の場合》 ①-2 計画の作成 →選定 →情報提供 →同意	福祉用具及び法第8条第13項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行います。（★1）
②点検	販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行います。
③調整 →取扱説明書交付 →説明 →使用方法指導	指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、特定福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書（取扱説明書）を交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に特定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行います。
《貸与・販売の選択制の対象福祉用具の場合》 ③-2 使用方法指導	対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとします。
※腰掛け便座、自動排泄処理装置の交換可能部品	特に、腰掛け便座、自動排泄処理装置の交換可能部品等の使用に際し衛生面から注意が必要な福祉用具については、衛生管理の必要性等の注意事項を十分説明してください。
④ケアプランへの位置付け →サービス担当者会議 【必要に応じて随時】	居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置付けられる場合には、居宅サービス計画に特定福祉用具販売の必要な理由を記載されるように必要な措置を講じなければなりません。
⑤サービス提供にあたって	指定福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはなりません。なお、身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等の態様等を記録しなければなりません。 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘

	束等の態様等を説明しなければなりませんが、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りではありません。ただし、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明してください。（★3）
--	---

○ 指定特定介護予防福祉用具販売

①計画の作成 →選定 →情報提供 →同意	指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画に基づき、特定介護予防福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定介護予防福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定介護予防福祉用具の販売に係る同意を文書により得なくしてはなりません。
《貸与・販売の選択制の対象福祉用具の場合》 ①-2 計画の作成 →選定 →情報提供 →同意	福祉用具及び法第8条の2第11項に規定する特定介護予防福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行います。（★1）
②計画に基づくサービス提供	指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、 <u>特定介護予防福祉用具販売計画に基づき</u> 、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとします。
③点検	販売する特定介護予防福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行います。
④調整 →取扱説明書交付 →説明 →使用方法指導	指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて特定介護予防福祉用具の調整を行うとともに、特定介護予防福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書（取扱説明書）を交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に特定介護予防福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行います。
《貸与・販売の選択制の対象福祉用具の場合》 ④-2 使用方法指導	対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとします。
※腰掛け便座、自動排泄処理装置の交換可能部品	特に、腰掛け便座、自動排泄処理装置の交換可能部品等の使用に際し衛生面から注意が必要な福祉用具については、衛生管理の必要性等の注意事項を十分説明してください。
⑤ケアプランへの位置付け →サービス担当者会議【必要に応じて随時】	介護予防サービス計画に指定特定介護予防福祉用具販売が位置付けられる場合には、介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売の必要な理由を記載されるように必要な措置を講じなければなりません。
⑥サービス提供にあたって	指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはなりません。なお、身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等の態様等を記録しなければなりません。 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければなりませんが、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りではありません。ただし、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明してください。（★3）

【ポイント】

- ★ 1 対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同号の規定に基づき、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることや、それぞれのメリット及びデメリット等、利用者の選択に当たって必要な情報を提供しなければなりません。
- また、提案に当たっては、利用者の身体状況や生活環境等の変化の観点から、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者等から聴取した意見又は、退院・退所時カンファレンス又はサービス担当者会議といった多職種による協議の結果を踏まえた対象福祉用具の利用期間の見通しを勘案するものとします。
- なお、提案に当たっては、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士からのいずれかの意見を介護支援専門員等と連携するなどの方法により聴取するものとするが、利用者の安全の確保や自立を支援する必要性から遅滞なくサービス提供を行う必要があるなど、やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。
- ★ 2 貸与開始後、福祉用具専門相談員は福祉用具の使用状況確認等を行う必要がありますが、これに加えて、福祉用具の使用による利用者の機能訓練や生活機能の維持・改善をより効果的に行う観点から、福祉用具が適切に利用されているかどうかについてリハビリテーション専門職（PT、OT等）に意見を求めるよう努めてください。
- ★ 3 身体拘束等に関する規定は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものです。また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要となり、当該記録は、2年間保存しなければなりません。

（⇒P. 54 「(17) 記録の整備」参照）

【指導事例】

- 福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書の交付、及び説明を行っていないかった。
- 貸与した福祉用具の使用状況を全く確認していないかった。

(9) (介護予防) 福祉用具貸与計画の作成

[貸与] (居宅条例第238条・予防条例第234条)

次の手続きは、有資格者である福祉用具専門相談員が自ら行う必要があります。

○ 福祉用具貸与計画

①アセスメント →計画作成	福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、モニタリングを行う時期等を記載した福祉用具貸与計画を作成します。
※貸与計画と販売計画 の一体的作成	この場合において、指定特定福祉用具販売の利用がある場合は、特定福祉用具販売計画と一緒にして作成します。
②ケアプランに沿った計 画作成	福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成します。（★4）
③説明 →同意	福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を文書により得ます。 説明時の留意事項については、P. 14 を参照ください。
④交付	福祉用具専門相談員は、作成した福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付します。
⑤モニタリング	福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画作成後、計画の実施状況の把握（以下、「モニタリング」という。）を行います。

《貸与・販売の選択制の対象福祉用具の場合》 ⑤-2 モニタリング	対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月を経過するまでの間に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行わなくてはなりません。（★5）
⑥ 記録 →報告 →計画変更 【必要に応じて】	福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければなりません。また、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行います。
⑦ 計画変更時の対応	⑥計画変更を行った場合は、①から⑤までの手続きを行わなければなりません。

※福祉用具貸与計画の作成については、P. 35 [参考資料4] 「福祉用具貸与計画及び特定福祉用具販売計画の作成手順」を参考にしてください。

○介護予防福祉用具貸与計画

①アセスメント →計画作成	福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境等、利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービス提供を行う期間、モニタリングを行う時期等を記載した介護予防福祉用具貸与計画を作成します。
※貸与計画と販売計画の一体的作成	なお、指定特定介護予防福祉用具販売の利用がある場合は、特定介護予防福祉用具販売計画と一緒にして作成します。
②予防プランに沿った計画作成	介護予防福祉用具貸与計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合には、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成します。（★4）
③説明 →同意	福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を文書により得ます。 説明時の留意事項については、P. 14 を参照ください。
④交付	福祉用具専門相談員は、作成した介護予防福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付します。
⑤モニタリング	福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画作成後、必要に応じ、モニタリングを行います。
《貸与・販売の選択制の対象福祉用具の場合》 ⑤-2 モニタリング	対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月を経過するまでの間に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行わなくてはなりません。（★5）
⑥記録 →報告 →計画変更 【必要に応じて】	福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、指定介護予防福祉用具貸与の提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者に報告しなければなりません。また、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防福祉用具貸与計画の変更を行います。
⑦計画変更時の対応	⑥計画変更を行った場合は、①から⑤までの手続きを行わなければなりません。

※介護予防福祉用具貸与計画の作成については、P. 35 [参考資料4] 「福祉用具貸与計画及び特定福祉用具販売計画の作成手順」を参考にしてください。

【ポイント】

★4 （介護予防）福祉用具貸与計画の作成に当たっては、ケアプランに沿った計画作成が求められていますが、これに加えて利用者の身体機能に合った用具の選定を行う観点から、リハビリテーション

専門職（PT、OT等）に意見を求めることができる体制の構築を検討してください。

- ★5 対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、福祉用具の利用の必要性を確認するとともに、必要に応じて、利用者の選択に当たって必要な情報の提供を行います。当該検討に当たっては、リハビリテーション会議又はサービス担当者会議といった多職種が協議する場を活用するほか、関係者への聴取による方法も考えられます。なお、やむを得ない事情により利用開始時から6月以内にモニタリングを実施できなかった場合には、実施が可能となった時点において、可能な限り速やかにモニタリングを実施してください。

(10) 特定（介護予防）福祉用具販売計画の作成

[販売] (居宅条例第254条・予防条例第246条)

次の手続きは、有資格者である福祉用具専門相談員が自ら行う必要があります。

○特定福祉用具販売

①アセスメント →計画作成	福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、特定福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した特定福祉用具販売計画を作成します。
※貸与計画と販売計画の一体的作成	この場合において、福祉用具貸与の利用がある場合は、福祉用具貸与計画と一緒にして作成します。
②ケアプランに沿った 計画作成	特定福祉用具販売計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成します。
③説明 →同意	福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を文書により得ます。
④交付	福祉用具専門相談員は、作成した特定福祉用具販売計画を利用者に交付します。
⑤目標達成の確認	福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行います。

※特定福祉用具販売計画の作成については、P.35 [参考資料4] 「福祉用具貸与計画及び特定福祉用具販売計画の作成手順」を参考にしてください。

○特定介護予防福祉用具販売

①アセスメント →計画作成	福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境等、利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、特定介護予防福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービス提供を行う期間等を記載した特定介護予防福祉用具販売計画を作成します。
※貸与計画と販売計画の一体的作成	なお、介護予防福祉用具貸与の利用がある場合は、介護予防福祉用具貸与計画と一緒にして作成します。
②予防プランに沿った 計画作成	特定介護予防福祉用具販売計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合には、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成します。

③説明 →同意	福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を文書により得ます。
④交付	福祉用具専門相談員は、作成した特定介護予防福祉用具販売計画を利用者に交付します。
⑤目標達成の確認	福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該特定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行います。

※特定介護予防福祉用具販売計画の作成については、P. 35 [参考資料4] 「福祉用具貸与計画及び特定福祉用具販売計画の作成手順」を参考にしてください。

【国Q & A】（平成24年介護報酬改定に関する関係Q & A（平成24年3月16日））

(問101) 福祉用具サービス計画に、必ず記載しなければならない事項は何か。

- (回答) ・指定基準では、福祉用具サービス計画について、「利用者の心身状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載」することとしている。これを踏まえ、福祉用具サービス計画には、最低限次の事項の記載が必要であると考えられる。
- ・ 利用者の基本情報（氏名、年齢、性別、要介護度等）
 - ・ 福祉用具が必要な理由
 - ・ 福祉用具の利用目標
 - ・ 具体的な福祉用具の機種と当該機種を選定した理由
 - ・ その他関係者間で共有すべき情報（福祉用具を安全に利用するために特に注意が必要な事項、日常の衛生管理に関する留意点等）

【国Q & A】（令和6年度介護報酬改定に関する関係Q & A（Vol. 1）（令和6年3月15日））

(問99) 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目（平成11年厚生省告示第94号）第7項～第9項にそれぞれ掲げる「スロープ」「歩行器」「歩行補助つえ」（以下、「選択制の対象福祉用具」という）を施行日以前より貸与している利用者は、施行日以後に特定福祉用具販売を選択することができるのか。

(回答) 貴見のとおりである。なお、利用者が販売を希望する場合は福祉用具貸与事業者、特定福祉用具販売事業者、居宅介護支援事業者において適切に連携すること。

(問100) 施行日以降より選択制の対象福祉用具の貸与を開始した利用者へのモニタリング時期はいつになるのか。

(回答) 施行日以後に貸与を開始した利用者に対しては、利用開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを実施することとしているが、施行日以前の利用者に対しては、利用者ごとに適時適切に実施すること。

(問101) 福祉用具専門相談員又は介護支援専門員が提供する利用者の選択に当たって必要な情報とはどういったものが考えられるか。

(回答) 利用者の選択に当たって必要な情報としては、

- ・利用者の身体状況の変化の見通しに関する医師やリハビリテーション専門職等から聴取した意見
- ・サービス担当者会議等における多職種による協議の結果を踏まえた生活環境等の変化や福祉用具の利用期間に関する見通し
- ・貸与と販売それぞれの利用者負担額の違い
- ・長期利用が見込まれる場合は販売の方が利用者負担額を抑えられること
- ・短期利用が見込まれる場合は適時適切な福祉用具に交換できる貸与が適していること

・国が示している福祉用具の平均的な利用月数（※）
等が考えられる。

※選択制の対象福祉用具の平均的な利用月数（出典：介護保険総合データベース）

- ・固定用スロープ：13.2ヶ月
- ・歩行器：11.0ヶ月
- ・単点杖：14.6ヶ月
- ・多点杖：14.3ヶ月

(問 102) 担当する介護支援専門員がいない利用者から福祉用具貸与事業所又は特定福祉用具販売事業所に選択制の対象福祉用具の利用について相談があった場合、どのような対応が考えられるのか。

(回答) 相談を受けた福祉用具貸与事業所又は特定福祉用具販売事業所は、当該福祉用具は貸与と販売を選択できることを利用者に説明した上で、利用者の選択に必要な情報を収集するために、地域包括支援センター等と連携を図り対応することなどが考えられる。

(問 103) 福祉用具専門相談員は、利用者に貸与と販売の選択に資する適切な情報を提供したという事実を何に記録すればよいのか。

(回答) 福祉用具貸与・販売計画又はモニタリングシート等に記録することが考えられる。

(問 104) 選択制の対象種目の販売後のメンテナンス等に係る費用は利用者が負担するのか。

(回答) 販売後のメンテナンス等にかかる費用の取扱いについては、利用者と事業所の個別契約に基づき、決定されるものと考えている。

(問 112) 選択制の対象福祉用具を居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画等」という。）に位置付ける場合、主治医意見書や診療情報提供書に福祉用具に関する記載がない場合は、追加で医師に照会する必要があるか。

(回答) 追加で医師に照会することが望ましいが、主治医意見書や診療情報提供書、アセスメント等の情報から利用者の心身の状況を適切に把握した上で、貸与・販売の選択に必要な情報が得られているのであれば、必ずしも追加の照会は要しない。

(問 113) 福祉用具貸与については、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画等」という。）作成後、利用者が継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証し、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合には、その理由を再び居宅サービス計画等に記載しなければならないこととなっており、選択制の対象福祉用具の貸与を行った場合、福祉用具専門相談員が少なくとも6月以内にモニタリングを行い、その結果を居宅サービス計画等を作成した指定居宅支援事業者等に報告することとされているが、居宅サービス計画等の見直し又は継続理由の記載については福祉用具専門相談員のモニタリングと同様に6月以内に行う必要があるのか。

(回答) 必ずしも6月以内に行う必要はないが、福祉用具専門相談員からモニタリングに関する情報提供があった後、速やかに居宅サービス計画等の見直し又は継続理由の記載を行うこと。

【国Q&A】（令和6年度介護報酬改定に関する関係Q&A（Vol.5）（令和6年4月30日））

(問3) 福祉用具貸与計画の実施状況の把握（モニタリング）を行う時期を記載することとされたが、計画に記載する事項として、モニタリングの実施を予定する年・月に加え、日付を記載する必要があるのか。

(回答) 福祉用具貸与計画における次回のモニタリング実施時期については、例えば「何年何月頃」や「何月上旬」等の記載を想定しており、必ずしも確定的な日付を記載する必要はない。一方で、利用者の身体状況やADLに著しい変化が見込まれる場合等、利用者の状況に応じて特定の日に実施する必要があると判断されるときは日付を記載することも考えられる。

(問4) 福祉用具貸与計画に記載する実施状況の把握（モニタリング）の実施時期は、どのように検討すればよいのか。

(回答) 利用者の希望や置かれている環境、疾病、身体状況及びADL の変化等は個人により異なるものであるから、モニタリングの実施時期は利用者ごとに検討する必要がある。

(問5) 選択制の対象となる福祉用具を購入したのちに、修理不能の故障などにより新たに必要となった場合、特定福祉用具販売だけでなく福祉用具貸与を選択することは可能か？また、販売後に身体状況の変化等により、同じ種目の他の福祉用具を貸与することは可能か。

(回答) いずれも可能である。なお、福祉用具の販売または貸与のいずれかを提案するに当たっては、利用者の身体の状況等を踏まえ、十分に検討し判断すること。

(問6) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のリハビリテーション専門職から医学的な所見を取得しようとする場合、利用者を担当している福祉用具貸与事業所にリハビリテーション専門職が所属していれば、その職員から医学的所見を取得することは可能か。

また、利用者を担当している福祉用具専門相談員が、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の資格を所持している場合は、当該福祉用具専門相談員の所見を持って医学的所見とすることは可能か。

(回答) 選択制の提案に必要な医学的所見の取得に当たっては、利用者の身体状況や生活環境等の観点から、利用者の過去の病歴や身体状況等を把握している専門職から聴取することを想定しており、例えば、質問で挙げられている職員が、医師と連携のもと利用者の入院期間中にリハビリテーションを担当している場合や、利用者に訪問リハビリテーションも提供している場合等であれば可能である。

(問7) 選択制の検討・提案に当たって医学的所見の取得に当たり、所見の取得方法や様式の指定はあるのか？

(回答) 聽取の方法や様式に特段の定めはない。

(問8) 一度貸与を選択した利用者に対して、一定期間経過後に、再度貸与の継続または販売への移行を提案する場合において、改めて医師やリハビリテーション専門職から医学的所見を取得する必要があるのか？

(回答) 販売への移行を提案する場合においては、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士のいずれかから聴取した意見又は、退院・退所時カンファレンス又はサービス担当者会議といった多職種による協議の結果を踏まえる必要がある。貸与の継続に当たっては、必要に応じて聴取等をするものとして差し支えない。

(問9) 選択制対象福祉用具に関しての中古品の販売は可能か。

(回答) 今般の選択制の導入以前から特定福祉用具販売の対象になっている福祉用具は、再利用に心理的抵抗感が伴うものや、使用により形態・品質が変化するものであり、基本的には中古品の販売は想定していない。

また、選択制の導入に伴い、「固定用スロープ」「歩行器」「単点杖」「多点杖」が新たに特定福祉用具販売の対象となったが、これらについても原則として新品の販売を想定している。これは、福祉用具貸与では中古品の貸出もしも行われているところ、福祉用具貸与事業所によって定期的なメンテナンス等が実施され、過去の利用者の使用に係る劣化等の影響についても必要に応じて対応が行われる一方で、特定福祉用具販売では、販売後の定期的なメンテナンスが義務付けられていないこと等を踏まえたものである。

(問10) 選択制の対象である福祉用具を貸与から販売に切り替える際、既に当該福祉用具の販売が終了していて新品入手することが困難な場合は、同等品の新品を販売することで代えることは可能か。

(回答) 利用者等に説明を行い、同意を得れば可能である。

(11) 利用者に関する市町村への通知

[貸与] (居宅条例第245条(第27条準用)、予防条例第231条(第47条の3準用))

[販売] (居宅条例第256条(第27条準用)、予防条例第243条(第47条の3準用))

利用者が、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければなりません。

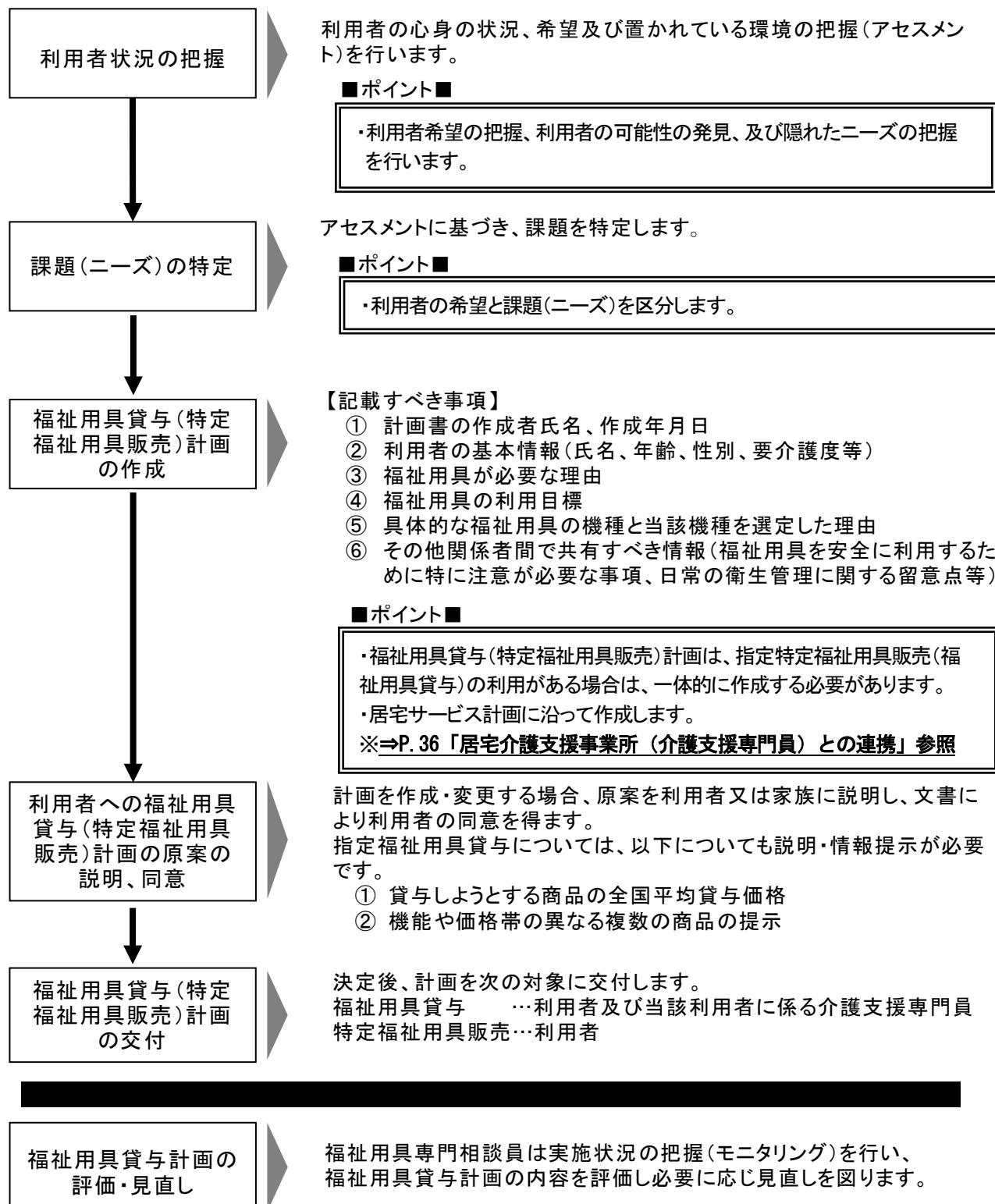
- ① 正当な理由なしに指定（介護予防）福祉用具貸与・指定特定（介護予防）福祉用具販売の利用に関する指示に従わぬことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- ② 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

【ポイント】

○偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態又はその原因となった事故を生じさせるなどした者については、市町村が、既に支払った保険給付の徴収又は保険給付の制限を行うことができることに鑑み、指定福祉用具貸与・販売事業者が、その利用者に関し、保険給付の適正化の観点から市町村に通知しなければならない事由を列記したものです。

【福祉用具貸与計画及び特定福祉用具販売計画の作成手順】（対象福祉用具は除く）

[参考資料4]



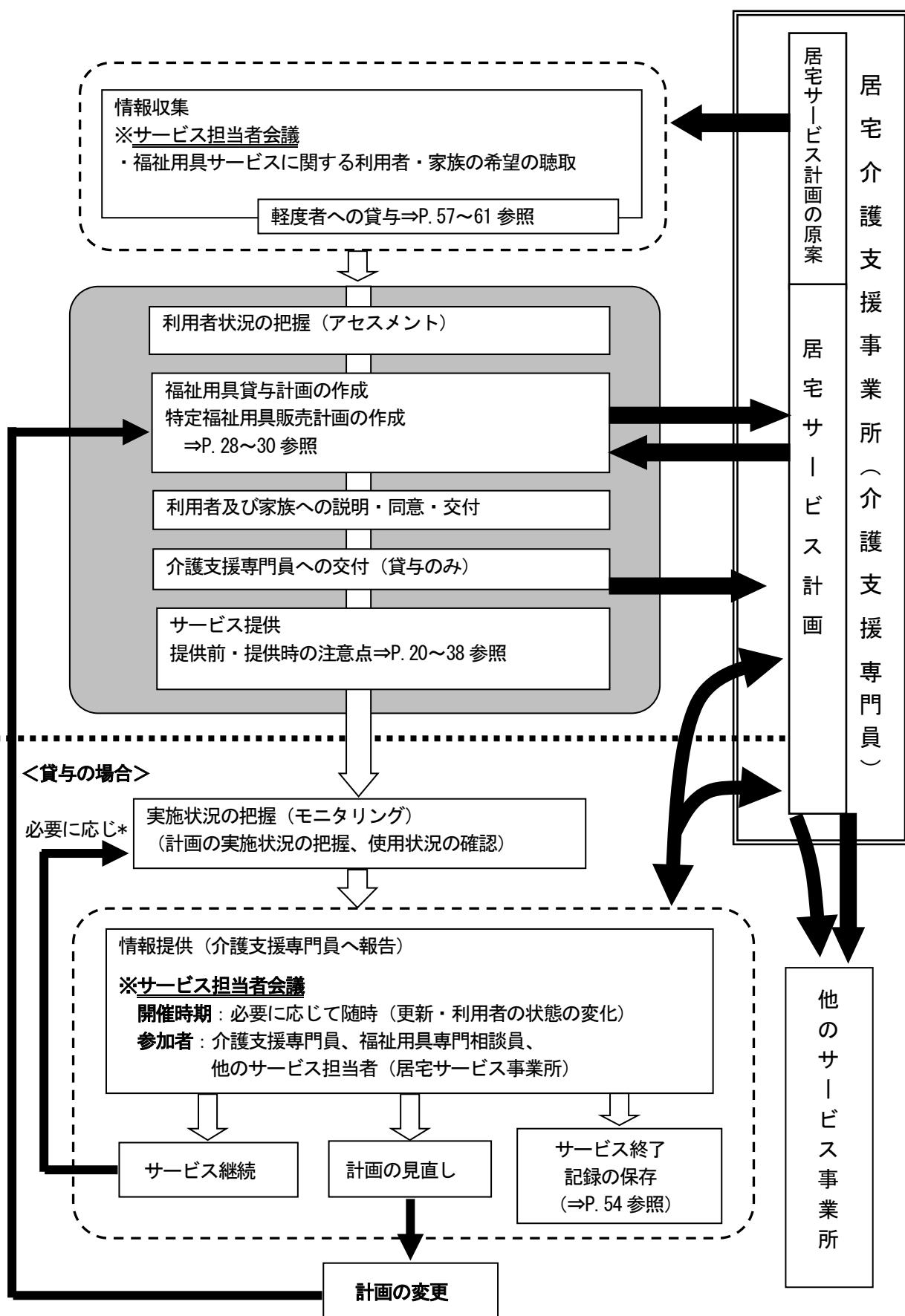
■介護予防福祉用具貸与のポイント■

- ① 介護予防福祉用具貸与計画にサービスの提供期間を設定します。
- ② 提供期間内に少なくとも1回モニタリングを行わなければなりません。
その結果を介護予防支援事業者に報告しなければなりません。
- ③ モニタリングの結果、解決すべき課題の変化が認められる場合、指定介護予防支援事業者に相談の上、必要に応じて介護予防福祉用具貸与計画の変更を行います。

【居宅介護支援事業所（介護支援専門員）との連携】

[参考資料5]

提供前



*選択制の対象福祉用具は、利用開始後6月以内に少なくとも1回モニタリングを行う必要があります。

3 サービス提供時

(1) 身分を証する書類の携行

- 【貸与】(居宅条例第245条(第19条準用)、予防条例第231条(第46条の12準用))
【販売】(居宅条例第256条(第19条準用)、予防条例第243条(第46条の12準用))

指定福祉用具貸与・販売事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければなりません。

(2) サービスの提供の記録

- 【貸与】(居宅条例第245条(第20条準用)、予防条例第231条(第46条の13準用))
【販売】(居宅条例第250条、予防条例第239条)

【貸与・販売】

○指定福祉用具貸与・販売事業者は、指定福祉用具貸与・販売を提供した際には、提供した具体的な指定福祉用具貸与・販売の内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を当該利用者に対して提供しなければなりません。

【貸与のみ】

○指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与を提供した際には、当該指定福祉用具貸与の提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名、当該指定福祉用具貸与について法定代理受領サービスとして支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、当該利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければなりません。

⇒P.54 「(17) 記録の整備」参照

【指導事例】

- 貸与した福祉用具の使用状況の確認のため訪問した際の利用者の心身の状況等、具体的なサービス提供記録がなかった。
- 福祉用具を貸与、特定福祉用具を販売した際のサービス提供記録が全くなかった。

4 サービス提供後

(1) 利用料等の受領

【貸与】(居宅条例第235条、予防条例第224条、介護保険法第41条)

<利用料等の受領>

- 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定福祉用具貸与を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定福祉用具貸与に係る利用者負担相当額の支払を受けなければなりません。
- 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければなりません。
- 指定福祉用具貸与事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができます。
 - (1) 通常の事業の実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与を行う場合の交通費
 - (2) 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用
- 指定福祉用具貸与事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を文書により得なければなりません。
- 指定福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該指定福祉用具貸与の提供を中止することができます。

(2) 販売費用の額等の受領

【販売】(居宅条例第251条、予防条例第240条、介護保険法第41条)

<利用料等の受領>

- 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供した際には、現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額（以下「販売費用の額」という。）の支払を受けなければなりません。
- 指定特定福祉用具販売事業者は、販売費用の額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができます。
 - (1) 通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定福祉用具販売を行う場合の交通費
 - (2) 特定福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用
- 指定特定福祉用具販売事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を文書により得なければなりません。

【(1) (2) のポイント】

- 利用者負担を免除することは、指定の取消等を直ちに検討すべき重大な基準違反とされています。
- サービス提供に当たって利用者から利用者負担分以外に支払を受けることができるるのは、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅においてサービスを提供した場合の交通費、及び用具の搬（出）入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用のみです。
- 領収証には、利用者が支払う利用料の内訳について、利用者が分かるように区分して記載してください。
※指定（介護予防）福祉用具貸与は継続的な契約であるとともに利用者と対面する機会が少ないところから、利用者から前払いにより数ヶ月分の利用料を徴収することも可能ですが、この場合であっても、要介護認定の有効期間を超える分については、利用料を徴収してはいけません。

(3) 保険給付の請求のための証明書の交付

[貸与] 居宅条例第245条（第22条準用）、予防条例第231条（第47条の2準用）

指定福祉用具貸与事業者は、償還払いを選択している利用者から費用の支払い（10割全額）を受けた場合は、提供した福祉用具貸与の種目、品名、費用の額その他利用者が保険給付を保険者に対して請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しなければなりません。

(4) 保険給付の申請に必要となる書類等の交付

[販売] (居宅条例第252条、予防条例第241条)

指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売に係る販売費用の額の支払を受けた場合は、次に掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付しなければなりません。

- ① 当該指定特定（介護予防）福祉用具販売事業所の名称
- ② 販売した特定福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書
- ③ 領収書
- ④ 当該特定福祉用具のパンフレットその他の当該特定福祉用具の概要

【ポイント】

単に書類を交付するだけではなく、償還払であることも併せて説明してください。

5 事業所運営

(1) 管理者の責務

- [貸与] (居宅条例第245条(第51条準用)、予防条例第231条(第49条準用))
 [販売] (居宅条例第256条(第51条準用)、予防条例第243条(第49条準用))

○管理者は、従業者の管理及び指定福祉用具貸与・販売の利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行わなければなりません。

○従業者に対して運営に関する基準を遵守させるため、必要な指揮命令を行わなければなりません。

【ポイント】

<従業者の勤務管理>

- タイムカード等によって出勤状況を確認できるようにしてください。
- 基準以上の人員配置になるよう、適正な勤務ローテーションを組んでください。
- 毎月適正な勤務状況であったか、実績を確認し、記録を正確に残してください。
- 従業者との雇用関係が確認できるよう雇用契約書等を事業所に保管し、健康診断の実施や労働関係法令を遵守し、雇用してください。
- 資格が必要な職種（福祉用具専門相談員）については、資格を確認し、資格証等の写しを事業所で保管してください。

労働関係法令については、労働基準監督署等に相談するなどして、適正な事業運営をしてください。

【指導事例】

- 従業者の出勤状況が確認できる記録がなかった（不明瞭であった）。
- 従業者との雇用関係が確認できる書類が保管されていなかった。

※詳細については、本市ホームページ「管理者の責務について」をご確認ください。

横浜市トップページ > ビジネス > 分野別メニュー > 福祉・介護 > 高齢者福祉・介護> 事業者指定・委託等の手続き > 管理者の責務について

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/kanrisha.html>

(2) 運営規程

- [貸与] (居宅条例第239条、予防条例第225条)
 [販売] (居宅条例第256条(第239条準用)、予防条例第243条(第225条準用))

次に掲げる事業所の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければなりません。

- ア 事業の目的及び運営の方針
- イ 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ウ 営業日及び営業時間
- エ 指定福祉用具貸与・販売の提供方法（※1）、
取り扱う種目及び利用料（販売費用の額）（※2）その他の費用の額
- オ 通常の事業の実施地域
- カ 虐待の防止のための措置に関する事項
- キ その他運営に関する重要事項
 - ・事業所名称、事業所所在地
 - ・従業者の研修機会の確保
 - ・衛生管理（※3）
 - ・従業者（従業者であった者を含む。）の秘密保持
 - ・苦情処理
 - ・事故発生時の対応

【ポイント】

特に次の点に留意してください。

なお、同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類について事業者指定を受け、それらの事業を一体的に行う場合においては、運営規程を一体的に作成することも差し支えありません。

<イ 従業者の職種、員数及び職務の内容>

従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、人員基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えありません（重要事項説明書も同様です。）。

<エ 指定福祉用具貸与・販売の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額>

「指定福祉用具貸与・販売の提供方法」は、福祉用具の選定の援助、納品及び使用方法の指導の方法等を指します。

「利用料（販売費用の額）」としては、法定代理受領サービスである指定福祉用具貸与に係る利用料（1割負担、2割負担又は3割負担）、法定代理受領サービスでない指定福祉用具貸与の利用料（又は福祉用具の販売費用の額）を、「その他の費用の額」としては、条例で徴収が認められている費用の額（P. 38 参照）並びに必要に応じて他のサービスに係る費用の額を規定するものですが、個々の福祉用具の利用料（販売費用の額）については、その額の設定の方式（利用期間に暦月による1月に満たない端数がある場合の算定方法等）及び目録（P. 46 参照）に記載されている旨を記載すれば足りるものとし、運営規程には必ずしも額自体の記載を要しません。

<オ 通常の事業の実施地域>

通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとしなければなりません。

なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではありません。

<カ 虐待の防止のための措置に関する事項>

虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容を指します。

⇒P. 51 「(15) 虐待の防止」参照

<キ その他運営に関する重要な事項>

標準作業書（P. 44 参照）に記載された福祉用具の消毒の方法について規定してください。

【ポイント】

- 本市ホームページで、サービス別に運営規程の記載例を公開しています。作成時に参照してください。

横浜市トップページ>ビジネス>分野別メニュー>福祉・介護>高齢者福祉・介護>事業者指定・委託等の手続き>居宅・施設サービス関連>2 変更・廃止・休止・再開届>1 居宅サービス【変更・廃止・休止・再開届】
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushikaigo/kaigo/shinsei/kyotaku/2henko/01.html>

- 運営規程の記載内容に変更が生じた際には、都度、運営規程も修正が必要です。（修正した年月日、内容を最後尾の附則に記載する等の方法により、改訂履歴を確認できるようにしてください。）

なお、一部変更事項（事業所名称、所在地、営業日、営業時間、利用料等）を変更する場合には、本市に対して変更届の提出が必要です。詳細については本市ホームページに掲載している「変更届及び必要書類（福祉用具貸与・販売）」を確認のうえ、所定の期間内に漏れなく変更届を提出してください。

(3) 勤務体制の確保等

[貸与] (居宅条例第245条(第99条準用)、予防条例第231条(第50条の2準用))

[販売] (居宅条例第256条(第99条準用)、予防条例第243条(第50条の2準用))

<勤務体制の確保>

- ・利用者に対して、適切な福祉用具貸与・販売サービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定め、それを記録しておかなければなりません。
- ・当該事業所の従業者によって福祉用具貸与・販売サービスを提供しなければなりません。
ただし、利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。

【ポイント】

<勤務体制の確保>

- 勤務体制を勤務表(日ごと)により明確にわかるようにしてください。
- 雇用契約の締結等により事業所の指揮命令下にある従業者によりサービス提供を行ってください。

【指導事例】

- 併設の事業所の職務を兼務する従業員の状況が勤務表上で明確にされていなかった。
→勤務表上で兼務状況もわかるようにしてください。

<研修機会の確保>

- ・従業者の資質の向上のために研修の機会を確保しなければなりません。

【ポイント】

<研修機会の確保>

- 従業者の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保してください。

<ハラスメントの防止>

- ・指定福祉用具貸与・販売事業者は、適切な指定福祉用具貸与・販売の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止(ハラスメント防止)するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければなりません。

【ポイント】

<ハラスメントの防止>

- 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第11条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)第30条の2第1項の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント(以下「職場におけるハラスメント」という。)の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえた規定です。
- 事業主が講ずべき措置の具体的な内容及び事業主が講じることが望ましい取組は次のとおりとです。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意してください。

イ 事業主が講ずべき措置の具体的な内容

事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上講ずべき措置等についての指針(平成18年厚生労働省告示第615号)及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関する雇用管理上講ずべき措置等についての指針(令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。)において規定

されているとおりですが、特に留意すべき内容は以下のとおりです。

a 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。

b 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。

⇒P.74「厚生労働省等が発行している各種ガイダンス・ガイドライン等について」参照

なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）附則第3条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項の規定により、中小企業（医療・介護を含むサービス業を主たる事業とする事業主については資本金が5000万円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下の企業）は、令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされていますが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努めてください。

□ 事業主が講じることが望ましい取組について

パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、

①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、

②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）及び

③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されています。

介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、イ（事業主が講ずべき措置の具体的な内容）の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましいです。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページを参考してください。

⇒P.74「厚生労働省等が発行している各種ガイダンス・ガイドライン等について」参照

加えて、都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用した介護職員に対する悩み相談窓口設置事業や介護事業所におけるハラスメント対策推進事業を実施している場合、事業主が行う各種研修の費用等について助成等を行っていることから、事業主はこれらの活用も含め、介護事業所におけるハラスメント対策を推進することが望ましいです。

（4）適切な研修の機会の確保・知識及び技能の向上等

[貸与]（居宅条例第240条、予防条例第226条）

[販売]（居宅条例第256条（第240条準用）、予防条例第243条（第226条準用））

○福祉用具専門相談員の資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければなりません。

○福祉用具専門相談員に、福祉用具の構造、使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせなければなりません。

○福祉用具専門相談員の指定講習内容の見直しを踏まえ、現に従事している福祉用具専門相談員については、指定（介護予防）福祉用具貸与（特定（介護予防）福祉用具販売）に関する必要知識の修得及び能力の向上といった自己研鑽に常に努めなければなりません。

○福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況等を踏まえた適切な目標の設定など（介護予防）福祉用具貸与（販売）計画の作成や利用者への説明を通じて、適切な福祉用具の選定がなされるよう援助を行うことが求められています。したがって、福祉用具専門相談員は常に必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければなりません。

(5) 福祉用具の取扱種目

【貸与】(居宅条例第241条、予防条例第227条)

【販売】(居宅条例第256条(第241条準用)、予防条例第243条(第227条準用))

指定福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取扱うようにしなければなりません。

(6) 衛生管理等

【貸与】(居宅条例第242条、予防条例第228条)

【販売】(居宅条例第256条(第242条準用)、予防条例第243条(第228条準用))

<衛生管理>

【貸与・販売共通】

○指定福祉用具貸与・販売事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所の従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければなりません。

○指定福祉用具貸与・販売事業者は、当該指定福祉用具貸与・販売事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければなりません。

【貸与のみ】

○指定福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しなければなりません。

○指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができます。

この場合において、当該指定福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しなければなりません。

○指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければなりません。

【ポイント】

<衛生管理> 【貸与のみ】

①福祉用具の種類ごとに、消毒の具体的方法及び消毒器材の保守点検の方法を記載した標準作業書を作成し、これに従い熱湯による消毒、消毒液を用いた清拭等、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により消毒を行わなければなりません。

なお、自動排泄処理装置を取り扱う場合は、当該自動排泄処理装置の製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則り、利用者を変更する場合に必要とされる衛生管理（分解洗浄、部品交換、動作確認等）が確実に実施されるよう、特に留意してください。

②福祉用具の保管又は消毒の業務の全部又は一部を他の事業者（当該指定福祉用具貸与事業者が運営する他の事業所及び指定福祉用具貸与事業者に福祉用具を貸与する事業者を含む。以下「受託者等」という。）に行わせる指定福祉用具貸与事業者（以下この項において「指定事業者」という。）は、当該保管又は消毒の業務が適切な方法により行われることを担保するため、当該保管又は消毒の業務に係る委託契約（当該指定福祉用具貸与事業者が運営する他の事業所に当該保管又は消毒の業務を行わせる場合にあっては、業務規程等）において次に掲げる事項を文書により取り決めなければなりません。

イ 当該委託等の範囲

ロ 当該委託等に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件

ハ 受託者等の従業者により当該委託等がなされた業務（以下「委託等業務」という）が条例上

- の運営基準に従って適切に行われていることを指定事業者が定期的に確認する旨
- 二 指定事業者が当該委託等業務に関し受託者等に対し指示を行い得る旨
- ホ 指定事業者が当該委託等業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう前号の指示を行った場合において当該措置が講じられたことを指定事業者が確認する旨
- ヘ 受託者等が実施した当該委託等業務により利用者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在
- ト その他当該委託等業務の適切な実施を確保するために必要な事項

- ③ 指定事業者は②のハ及びホの確認の結果の記録を作成しなければなりません。
- ④ 指定事業者が行う②のニの指示は、文書により行われなければなりません。
- ⑤ 指定福祉用具貸与事業者は、②のハ及びホの確認の結果の記録を2年間保存しなければなりません。 (⇒P.54 「(17) 記録の整備」参照)

【指導事例】

- 消毒業務を行っている場所を訪問したことがなく、委託事業所の業務の実施状況について全く確認していなかった。

<感染症の予防及びまん延の防止のための措置>

- 指定福祉用具貸与・販売事業所において、感染症が発生し、及びまん延しないように次に掲げる措置を講じなければなりません。
- (1) 当該指定福祉用具貸与・販売事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具貸与・販売従業者に周知徹底を図らなければなりません。
 - (2) 当該指定福祉用具貸与・販売事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備することとします。
 - (3) 当該指定福祉用具貸与・販売事業所において、福祉用具貸与・販売従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施することとします。

【ポイント】

<感染症の予防及びまん延の防止のための措置>

- ・感染症が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次のイからハまでの取扱いとします。各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。

イ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会

当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいです。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要です。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要があります。

感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。

なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。

⇒P. 74 「厚生労働省等が発行している各種ガイダンス・ガイドライン等について」参照

□ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針

当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定します。

平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定されます。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要です。

なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照してください。

⇒P. 74 「厚生労働省等が発行している各種ガイダンス・ガイドライン等について」参照

ハ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練

福祉用具貸与・販売従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとします。

職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録することが必要です。

なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行ってください。

また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要です。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上ででのケアの演習などを実施するものとします。

訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。

【関連情報】

「新型コロナウイルス関連ページ」については以下をご覧ください。

(掲載場所)

横浜市トップページ > ビジネス > 分野別メニュー > 福祉・介護 > 高齢者福祉・介護

> 介護事業者向け新型コロナウイルス関連情報

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo-corona.html>

(7) 掲示等及び目録の備付け

[貸与] (居宅条例第243条、予防条例第229条)

[販売] (居宅条例第256条(第243条準用)、予防条例第243条(第229条準用))

- 指定福祉用具貸与・販売事業者は、当該事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければなりません。
- 指定福祉用具貸与・販売事業者は、前項に規定する重要な事項を記載した書面を当該事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
- 指定福祉用具貸与・販売事業者は、原則として、重要な事項を、市長が定めるところにより、インターネットを利用する方法により周知しなければなりません。
- 指定福祉用具貸与・販売事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、当該指定福祉用具貸与・販売事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要な事項が記載された目録等を備え付けなければなりません。

【ポイント】

- 運営規程の概要、福祉用具専門相談員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を事業所の見やすい場所に掲示することを規定したものですが、次に掲げる点に留意する必要があります。
 - イ 事業所の見やすい場所とは、重要な事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことです。
 - ロ 福祉用具専門相談員の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、福祉用具専門相談員の氏名まで掲示することを求めるものではありません。
- 重要な事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けることで、掲示に代えることができる規定したものです。

(8) 業務継続計画の策定等

- [貸与] (住宅条例第245条(住宅条例第32条の2準用)、予防条例第231条(予防条例第50条の2の2準用))
- [販売] (住宅条例第243条(住宅条例第32条の2準用)、予防条例第229条(予防条例第50条の2の2準用))

- 指定福祉用具貸与・販売事業者は、感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対する指定福祉用具貸与・販売の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければなりません。
- 指定福祉用具貸与・販売事業者は、福祉用具専門相談員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を定期的に実施しなければなりません。
- 指定福祉用具貸与・販売事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行ってください。

【ポイント】(老企25 第3の一の3 (22) (第3の三の3 (10)による準用))

- 業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行なうことも差し支えありません。
- 感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましいです。
- 業務継続計画には、以下の項目等を記載します。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定してください。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではありません。さらに、感染症に係る業務継続計画並びに感染症の予防及び蔓延の防止のための指針については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えありません。

イ 感染症に係る業務継続計画

- a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
- b 初動対応
- c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

ロ 災害に係る業務継続計画

- a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要な備蓄等）
- b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
- c 他施設及び地域との連携

⇒P.74 「厚生労働省等が発行している各種ガイダンス・ガイドライン等について」参照

- 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的な内容を職員間に共有するとともに、平常時の

対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとします。

職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録してください。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一緒に実施することも差し支えありません。

○訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施してください。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一緒に実施することも差し支えありません。また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一緒に実施することも差し支えありません。

○訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。

(9) 秘密保持等

[貸与] (居宅条例第245条（第35条準用）、予防条例第231条（第50条の5準用）)

[販売] (居宅条例第256条（第35条準用）、予防条例第243条（第50条の5準用）)

- 指定福祉用具貸与・販売事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはなりません。
- 指定福祉用具貸与・販売事業者は、当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければなりません。
- 指定福祉用具貸与・販売事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておかなければなりません。

【ポイント】(老企25 第3の一の3 (25) (第3の三の3 (10) による準用))

○必要な措置とは、具体的には、指定福祉用具貸与・販売事業者は、当該事業所の福祉用具専門相談員その他の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講ずるべきとされています。

○福祉用具専門相談員がサービス担当者会議等において、課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、介護支援専門員や他のサービスの担当者と共有するためには、事業者は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があることを規定したのですが、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足ります。

○個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の遵守について

「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」が厚生労働省から示されています。

⇒P.74 「厚生労働省等が発行している各種ガイドライン・ガイドライン等について」参照

【指導事例】

- ・雇用契約書、就業規則等に秘密保持に関する定めがなく、また、誓約書を徵する等の方法により秘密保持に関する取り決めを行うこともしていなかった。

(10) 広告

[貸与] (居宅条例第245条（第36条準用）、予防条例第231条（第50条の6準用）)

[販売] (居宅条例第256条（第36条準用）、予防条例第243条（第50条の6準用）)

指定福祉用具貸与・販売事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなってはなりません。

(11) 居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）に対する利益供与等の禁止

[貸与] (居宅条例第245条(第37条準用)、予防条例第231条(第50条の7準用))

[販売] (居宅条例第256条(第37条準用)、予防条例第243条(第50条の7準用))

居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）による居宅サービス事業者の紹介が公正中立に行われるよう、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者を利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与することは禁じられています。

【ポイント】

○このような行為は、指定の取消等を直ちに検討すべきとされる重大な基準違反です。

(12) 苦情処理

[貸与] (居宅条例第245条、(第38条準用)、予防条例第231条(第50条の8準用))

[販売] (居宅条例第256条(第38条準用)、予防条例第243条(第50条の8準用))

○指定福祉用具貸与・販売事業者は、提供した指定福祉用具貸与・販売に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、当該苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければなりません。

○指定福祉用具貸与・販売事業者は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければなりません。

<市町村に苦情があった場合>

○指定福祉用具貸与・販売事業者は、提供した指定福祉用具貸与・販売に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければなりません。

○指定福祉用具貸与・販売事業者は、市町村からの求めがあった場合には、改善の内容を当該市町村に報告しなければなりません。

<国民健康保険団体連合会に苦情があった場合>

○指定福祉用具貸与・販売事業者は、提供した指定福祉用具貸与・販売に係る利用者又はその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければなりません。

○指定福祉用具貸与・販売事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を当該国民健康保険団体連合会に報告しなければなりません。

【ポイント】

○「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載すること等です。なお、ウェブサイトへの掲載に関する取扱いは（7）掲示及び目録の備付けに準ずるものとします。

⇒P.14 「(1) 内容及び手続きの説明及び同意」及びP.46 「(7) 掲示及び目録の備付け」参照

○利用者及びその家族からの苦情に対し、指定福祉用具貸与・販売事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情（指定福祉用具貸与・販売事業者が提供したサービスとは関係のないものを除く。）の受付日、その内容等を記録することを義務づけられています。

また、指定福祉用具貸与・販売事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上で重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきであるとされています。

す。

なお、居宅条例の規定に基づき、苦情の内容等の記録は、2年間保存しなければなりません。

⇒P. 54 「(17) 記録の整備」参照

- 介護保険法上、苦情処理に関する業務を行うことが位置付けられている国民健康保険団体連合会のみならず、住民に最も身近な行政庁であり、かつ、保険者である市町村が、サービスに関する苦情に対応する必要が生じることから、市町村についても国民健康保険団体連合会と同様に、指定福祉用具貸与・販売事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを運営基準上、明確にしたものとされています。

(13) 地域との連携等

[貸与] (居宅条例第245条(第39条準用)、予防条例第231条(第50条の9準用))

[販売] (居宅条例第256条(第39条準用)、予防条例第243条(第50条の9準用))

<地域との連携>

- 指定福祉用具貸与・販売事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定福祉用具貸与・販売に関する利用者又はその家族からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければなりません。

<サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保>

- 事業者は、福祉用具貸与・販売事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定福祉用具貸与・販売を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定福祉用具貸与・販売の提供を行うよう努めなければなりません。

【ポイント】

<地域との連携>

「市町村が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれます。

<サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保>

高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者にサービスを提供する場合、当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が行われないよう、正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供を行うよう努めなければなりません。

(14) 事故発生時の対応

[貸与] (居宅条例第245条(第40条準用)、予防条例第231条(第50条の10準用))

[販売] (居宅条例第256条(第40条準用)、予防条例第243条(第50条の10準用))

- 指定福祉用具貸与・販売事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与・販売の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければなりません。

- 指定福祉用具貸与・販売事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければなりません。

- 指定福祉用具貸与・販売事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与・販売の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければなりません。

【ポイント】

○事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、2年間保存しなければなりません。

- 事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ事業者として定めておくことが望ましいです。
- 賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいです。
- 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じてください。
→事故報告は横浜市及び利用者保険者へ行ってください。

【横浜市ホームページ】事故報告について<電子申請>

横浜市トップページ>ビジネス>分野別メニュー>福祉・介護>高齢者福祉・介護
>介護保険関連情報>運営関連情報>介護保険事業者からの事故報告について

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/hoken/unei/jiko.html>

- 福祉用具に係る事故に関する注意喚起及び情報提供については以下資料をご確認ください。

⇒P. 75 【参考資料11】「ハンドル形電動車椅子を使用中の事故防止に向けた対応について」参照

⇒P. 76 【参考資料12】「福祉用具の重大製品事故報告に係る情報提供について」参照

【指導事例】

- ・市町村への事故報告の範囲・方法を把握しておらず、事故報告をしていなかった。

(15) 虐待の防止

[貸与] (居宅条例第245条(第40条の2準用)・予防条例第231条(第50条の10の2準用))
[販売] (居宅条例第256条(第40条の2準用)・予防条例第243条(第50条の10の2準用))

- 指定指定福祉用具貸与・販売事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければなりません。

- ア 当該指定指定福祉用具貸与・販売事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員等に周知徹底を図ることとします。
- イ 当該指定指定福祉用具貸与・販売事業所における虐待の防止のための指針を整備します。
- ウ 当該指定指定福祉用具貸与・販売事業所において、福祉用具専門相談員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施することとします。
- エ ア～ウに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこととします。

【ポイント】(老企25 第3の一の3 (31))

- ・虐待は、介護保険法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者的人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から事業所における虐待の防止に関する措置を講じます。

○虐待の未然防止

事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があります、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要があります。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要です。

○虐待等の早期発見

指定福祉用具貸与・販売事業所等の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発

見しやすい立場にあることから、虐待等を早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）が取られていることが望ましい。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をします。

○虐待等への迅速かつ適切な対応

虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めます。以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとします。

①虐待の防止のための対策を検討する委員会（第1号）

「虐待の防止のための対策を検討する委員会」は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成します。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要です。また、虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望れます。

一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限らず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要です。

なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。

⇒P.74 「厚生労働省等が発行している各種ガイドライン・ガイドライン等について」参照

虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとします。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要があります。

- イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
- ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
- ホ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

② 虐待の防止のための指針（第2号）

事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込みます。

- イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項
- ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

③ 虐待の防止のための従業者に対する研修（第3号）

従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該訪問サービス事業所等における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとします。

職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該訪問型サービス事業者等が指針に基づいた研修プロ

グラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要です。

また、研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えありません。

④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（第4号）

事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要です。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望されます。

なお、同一事業所内での複数担当（※）の兼務や他の事業所・施設等との担当（※）の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えありません。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任してください。

（※）身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者

【国Q & A】（令和3年度介護報酬改定に関するQ & A（Vol. 3）（令和3年3月26日））

（問1） 居宅療養管理指導や居宅介護支援などの小規模な事業者では、実質的に従業者が1名だけということがあり得る。このような事業所でも虐待防止委員会の開催や研修を定期的にしなければならないのか。

（回答）

- ・虐待はあってはならないことであり、高齢者の尊厳を守るために、関係機関との連携を密にして、規模の大小に関わりなく虐待防止委員会及び研修を定期的に実施していただきたい。小規模事業所においては他者・他機関によるチェック機能が得られにくい環境にあることが考えられることから、積極的に外部機関等を活用されたい。
- ・例えば、小規模事業所における虐待防止委員会の開催にあたっては、法人内の複数事業所による合同開催、感染症対策委員会等他委員会との合同開催、関係機関等の協力を得て開催されることが考えられる。
- ・研修の定期的実施にあたっては、虐待防止委員会同様法人内の複数事業所や他委員会との合同開催、都道府県や市町村等が実施する研修会への参加、複数の小規模事業所による外部講師を活用した合同開催等が考えられる。

（16）会計の区分

【貸与】（居宅条例第245条（第41条準用）、予防条例第231条（第50条の11準用））

【販売】（居宅条例第256条（第41条準用）、予防条例第243条（第50条の11準用））

○指定福祉用具貸与・販売事業者は、指定福祉用具貸与・販売事業所ごとに経理を区分するとともに、指定福祉用具貸与・販売の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければなりません。

【ポイント】

- ・収入については、国民健康保険団体連合会からの介護保険給付だけでなく、利用者から徴収した負担分についても会計管理する必要があります。
- ・会計の区分は、法人税等の適切な納税の観点からも適正に行わなければなりません。

★具体的な会計処理等の方法について

→「介護保険の給付対象事業における会計の区分について（平成13年3月28日老振発第18号）」参照。

⇒P. 74 「厚生労働省等が発行している各種ガイダンス・ガイドライン等について」参照

(17) 記録の整備**[貸与] (居宅条例第244条、予防条例第230条)****[販売] (居宅条例第255条、予防条例第242条)****【貸与】**

○指定福祉用具貸与事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、及び利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する記録を整備し、当該記録のうち下表に掲げる記録をその完結の日から一定期間保存しなければなりません。

種別	記録内容	保存年数
従業者、設備、備品 及び会計に関する 諸記録	従業者の勤務の体制についての記録	完結の日から <u>5年間</u>
	居宅介護サービス費の請求に関して国民保険団体連合会に提出したものの写し	
利用者に対する 福祉用具貸与 の提供に 関する記録	提供したサービスの具体的な内容等の記録	完結の日から <u>2年間</u>
	福祉用具貸与計画書	
	福祉用具の保管又は消毒を委託業者に行わせる場合、業務の実施状況の記録、委託業者へ改善指示を行った際の確認の記録	
	利用者に関する市町村への通知に係る記録 ⇒P.34「(11) 利用者に関する市町村への通知」参照	
	提供した福祉用具貸与サービスに関する 利用者及びその家族からの苦情の内容等の記録	
	提供した福祉用具貸与サービスに関する事故の 状況及び当該事故に際して採った処置についての記録	
	身体拘束等の態様等の記録	

【販売】

○指定特定福祉用具販売事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、及び利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する記録を整備し、当該記録のうち下表に掲げる記録をその完結の日から一定期間保存しなければなりません。

種別	記録内容	保存年数
従業者、設備、備品 及び会計に関する 諸記録	従業者の勤務の体制についての記録	完結の日から <u>5年間</u>
	提供したサービスの具体的な内容等の記録	
利用者に対する 特定福祉用具販売 の提供に 関する記録	特定福祉用具販売計画書	完結の日から <u>2年間</u>
	利用者に関する市町村への通知に係る記録 ⇒P.34「(11) 利用者に関する市町村への通知」参照	
	提供した特定福祉用具販売サービスに関する 利用者及びその家族からの苦情の内容等の記録	

	提供した特定福祉用具販売サービスに関する事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての記録	
	身体拘束等の態様等の記録	

【ポイント】

- 「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指します。

⇒P. 34 「(11) 利用者に関する市町村への通知」参照

(18) 電磁的記録等 (居宅条例第 257 条、予防条例第 247 条)**<電磁的記録>**

○指定居宅サービス事業者は、作成、保存その他これらに類する行為のうち、居宅条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下本項において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（被保険者証及び次項の<電磁的方法>に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができます。

【ポイント】**<電磁的記録について>**

- ・指定居宅サービス事業者の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者は、居宅条例で規定する書面（被保険者証に関するものを除く。）の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができるとしたものです。

(1) 電磁的記録による作成は、

- ・事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 または
- ・磁気ディスク等をもって調製する方法

によることとします。

(2) 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によることとします。

- ① 作成された電磁的記録を事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

- ② 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

(3) その他、居宅条例において電磁的記録により行うことができるとされているものは、(1)及び(2)に準じた方法によることとします。

- ④ また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。

⇒P. 74 「厚生労働省等が発行している各種ガイダンス・ガイドライン等について」参照

<電磁的方法>

- ・指定居宅サービス事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類する行為（以下この項において「交付等」という。）のうち、居宅条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができます。

【ポイント】

<電磁的方法について>

- ・利用者及びその家族等（以下「利用者等」という。）の利便性向上並びに事業者の業務負担軽減等の観点から、事業者は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。）について、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができることとしたものです。

(1) 電磁的方法による交付は、居宅条例の「内容及び手続きの説明及び同意」の規定に準じた方法によることとします。

⇒P. 14 「(1) 内容及び手続きの説明及び同意」参照

(2) 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられます。なお、「押印についてのQ & A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にしてください。

<参考>押印についてのQ & A（内閣府ホームページ）

https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/imprint/i_index.html

(3) 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいです。なお、「押印についてのQ & A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考してください。

(4) その他、居宅条例において電磁的方法によることができるとしているものは、(1)から(3)までに準じた方法によることとします。ただし、居宅条例等の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこととします。

(5) また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。

⇒P. 74 「厚生労働省等が発行している各種ガイダンス・ガイドライン等について」参照

V 介護報酬請求上の注意点について

本章では、（介護予防）福祉用具貸与及び特定（介護予防）福祉用具販売に要する費用の額の算定に関する基準を示します。

なお以下では、介護報酬に係る根拠法令・通知等について、下表のとおり略称で表示します。

サービス名称	略称	正式名称
福祉用具貸与	厚告 19	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日 厚生省告示第19号）
	解釈通知	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日 老企第36号）
介護予防 福祉用具貸与	厚告 127	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日 厚生労働省告示第127号）
	予防解釈通知	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日 老計発第0317001号、老振発第0317001号、老老発第0317001号）
特定（介護予防） 福祉用具販売	厚告 34	居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額及び介護予防福祉用具購入費支給限度基準額（平成12年2月10日号外厚生省告示第34号）

（1） 福祉用具貸与費（1月につき）

[貸与]（厚告19別表11・厚告127別表9）

○指定福祉用具貸与事業所において、指定福祉用具貸与を行った場合に、現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価（10円）で除して得た単位数（1単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数）とします。

○ただし、1月当たりの平均貸与件数が100件以上となったことのある福祉用具に係る指定福祉用具貸与については、別に厚生労働大臣が定める福祉用具貸与の基準を満たさない指定福祉用具貸与を行った場合は、福祉用具貸与費は算定しません。

⇒P.19 [参考資料3] 「福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準について」参照

（2） 要介護1の者等に係る福祉用具貸与費

[貸与]（厚告19別表11注6・厚告127別表9注6）

① 算定の可否の判断基準

要支援、要介護1の利用者に対する「車いす」「車いす付属品」「特殊寝台」「特殊寝台付属品」「床ずれ防止用具」「体位変換器」「認知症老人徘徊感知機器」「移動用リフト（つり具の部分を除く）」及び「自動排泄処理装置」（以下「対象外種目」という。）の貸与に関しては、原則として算定できません。また、「自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引するものを除く）」は要介護1の利用者に加え、要介護2・3の利用者に対しても、原則として算定できません。

しかしながら、厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年厚生労働省告示第94号）の第31号のイで定める状態像に該当する者（※）については、軽度者であっても、その状態像に応じて利用が想定される対象外種目について指定福祉用具貸与費の算定が可能であり、その判断については、次のとおりとされています。

<算定可否の判断基準>	
(※) 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年厚生労働省告示第94号）の第31号のイで定める状態像に該当する者とその判断基準についての詳細はP.48を参照	
ア	原則として「要介護認定等基準時間の推計の方法」（平成11年厚生省告示第91号）別表第一の調査票のうち基本調査の直近の結果（以下単に「基本調査の結果」という。）を用い、その要否を判断するものとする。
イ	ただし、アの（2）「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及びオの（3）「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者が判断することとなる。なお、この判断の見直しについては、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度（必要に応じて随時）で行うこととする。
ウ	また、アにかかわらず、次のi)からiii)までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合にあっては、これらについて、市町村が書面等確実な方法により確認することにより、その要否を判断することができる。この場合において、当該医師の医学的な所見については、主治医意見書による確認のほか、医師の診断書又は担当の介護支援専門員が聴取した居宅サービス計画又は介護予防サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法でも差し支えない。
	i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に利用者等告示第31号のイに該当する者（例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象）
	ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用者等告示第31号のイに該当することが確実に見込まれる者（例 がん末期の急速な状態悪化）
	iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から利用者等告示第31号のイに該当すると判断できる者（例 ゼンソクの発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避）
	※注 括弧内の状態は、あくまでもi)～iii)の状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎない。 また、逆に括弧内の状態以外の者であっても、i)～iii)の状態であると判断される場合もありうる。

② 基本調査結果による判断の方法

基本調査の結果の確認については、次に定める方法によることとされています。なお、当該確認に用いた文書等については、サービス記録と併せて保存しなければなりません。

<基本調査結果の確認方法>	
ア	当該軽度者の担当である指定居宅介護支援事業者から当該軽度者の「要介護認定等基準時間の推計の方法」別表第一の認定調査票について必要な部分（実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分）の写し（＝調査票の写し）の内容が確認できる文書を入手することによること。
イ	当該軽度者に担当の指定居宅介護支援事業者がいない場合にあっては、当該軽度者の調査票の写しを本人に情報開示させ、それを入手すること。

【ポイント】

- 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付関係事務については、市通知（※）において、本市における基本的な取扱いとして現状に即して整理しました。（※P. 61 [参考資料8]参照）

【横浜市ホームページ】

トップページ>ビジネス>分野別メニュー>福祉・介護>高齢者福祉・介護
>事業者指定・委託等の手続き>各種申請関係：軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付について

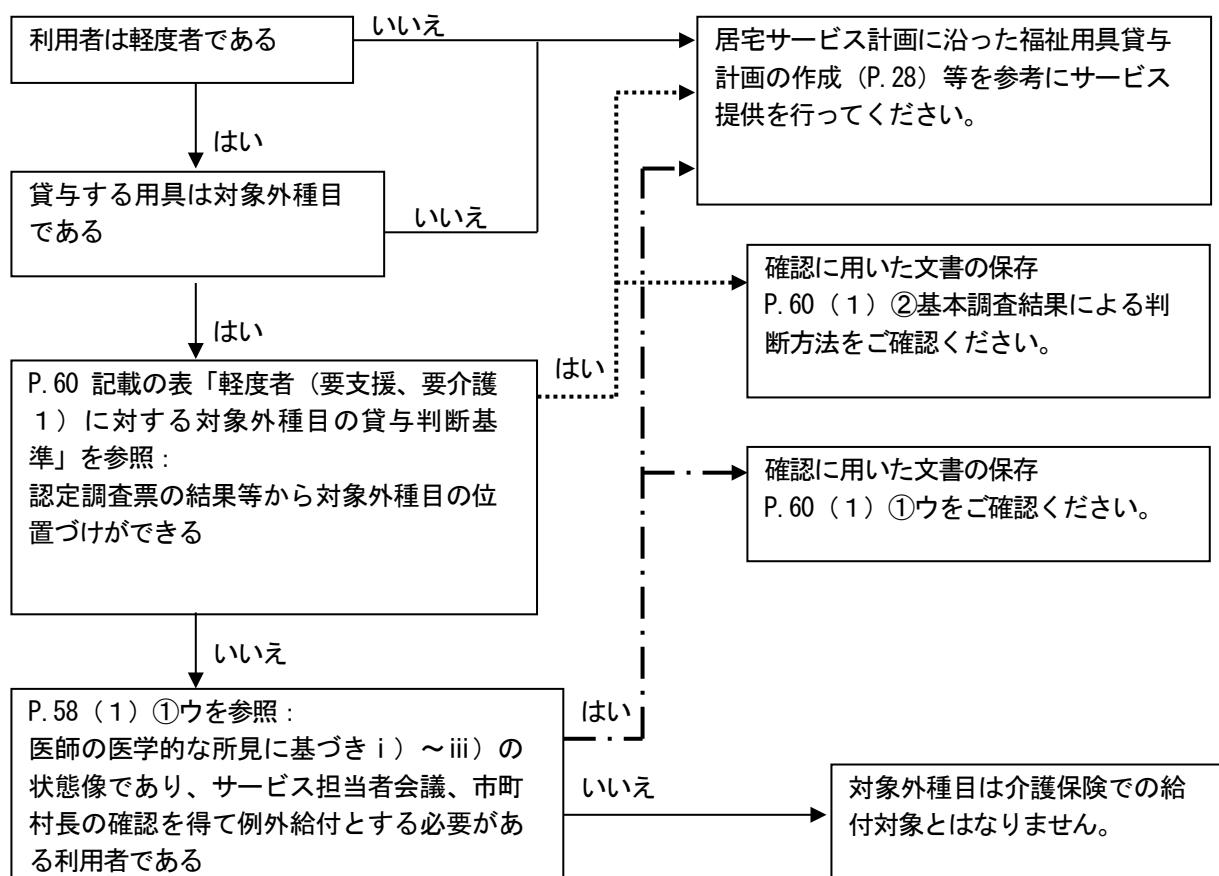
https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/keido_reigai.html

【指導事例】

- 軽度者に対する対象外種目などの貸与について、貸与可能であるか、認定調査票等で確認せずに貸与していた。
- 軽度者に対する対象外種目などの貸与について、認定調査票についての必要な部分の写しを入手していなかった。

[参考資料6]

【要介護1の者等（軽度者）に対する福祉用具貸与費の算定可否の確認フローチャート】



軽度者（要支援、要介護1）に対する対象外種目の貸与判断基準

[参考資料7]

※ 自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）については要支援、要介護1に加えて要介護2・3の利用者も判断対象です。

※ 軽度者に対象外種目を貸与できるかの判断は、基本的に認定調査票の基本調査部分で行います。

対象外種目	貸与条件	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果	
			確認箇所	確認内容
ア 車いす及び 車いす付属品	(1)または (2)に該当	(1) 日常的に歩行が困難な者	1-7	「3. できない」に○がついているか
		(2) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	該当なし	➡ 主治医からの情報+サービス担当者会議（福祉用具専門相談員参加）により、ケアマネが判断。 → サービス担当者会議の内容を記録し、残しておくこと
イ 特殊寝台及び特 殊寝台付属品	(1)または (2)に該当	(1) 日常的に起きあがりが困難な者	1-4	「3. できない」に○がついているか
		(2) 日常的に寝返りが困難な者	1-3	「3. できない」に○がついているか
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	右記に該当	日常的に寝返りが困難な者	1-3	「3. できない」に○がついているか
エ 認知症老人徘徊 感知機器	AとBの 両方が該当	A 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 (右記の3つのうち1つでも該当すれば可)	3-1	「2. ときどき伝達できる」「3. ほとんど伝達できない」「4. できない」のいずれかに○がついているか
			3-2から3-7	6個の質問のうち、いずれか「2. できない」に○がついているか
			3-8から4-15	17個の質問のうち、いずれか「2. ときどきある」または「3. ある」に○がついているか その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む
		B 移動において全介助を必要としない者	2-2	「1. 介助されていない」または「2. 見守り等」または「3. 一部介助」に○がついているか
オ 移動用リフト (つり具の部分を除く)	(1)または (2)または (3)に該当	(1) 日常的に立ち上がりが困難な者	1-8	「3. できない」に○がついているか
		(2) 移乗が一部介助または全介助を必要とする者	2-1	「3. 一部介助」または「4. 全介助」に○がついているか
		(3) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	該当なし	➡ 主治医からの情報+サービス担当者会議（福祉用具専門相談員参加）により、ケアマネが判断。 → サービス担当者会議の内容を記録し、残しておくこと
カ 自動排泄処理 装置	(1)及び (2)に該当	(1) 排便が全介助を必要とする者	2-6	「4. 全介助」に○がついているか
		(2) 移乗が全介助を必要とする者	2-1	「4. 全介助」に○がついているか

[参考資料8]

健介保第2701号
令和5年3月30日

居宅介護支援事業者様
介護予防支援事業者様
小規模多機能型居宅介護事業者様
介護予防小規模多機能型居宅介護事業者様
看護小規模多機能型居宅介護事業者様
福祉用具貸与事業者様

健康福祉局介護保険課長

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付関係事務の基本的な取扱いの整理の改正について（通知）

日頃から、横浜市の介護保険事業にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、本市の軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付関係事務については、平成30年7月23日健介保第617号においてお示ししておりますが、このたび同通知、別添資料の一部を改正いたしますので通知します。

1 改正の概要

基本的な取扱いに変更はありませんが、Q Aの文言整理や令和4年10月14日付厚生労働省事務連絡において示された新型コロナウイルス感染症に係る認定有効期間の臨時的取扱いを踏まえた本市の対応等について追記しています。

2 資料

別添「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付について」（改正後全文）

担当 介護保険課 三浦・一宮
電話 671-4255
FAX 550-3614
E-mail kf-kaigokyufu@city.yokohama.jp

(3) 貸与価格の上限設定等

[貸与] (厚告19別表11注・厚告127別表9注)

福祉用具の全国平均貸与価格や貸与価格の上限額が公表されており、これを超えて福祉用具貸与を行った場合、福祉用具貸与費は算定できません。

⇒P.18 [参考資料2] 及び P.19 [参考資料3] 参照

(4) 介護給付費明細書への TAIS コード・福祉用具届出コードの記載

[貸与] (平成29年老高発0825 第1号・老高発1019第1号・老老発1019第1号、平成30年4月17日事務連絡)

福祉用具貸与事業者が介護給付費請求を行うに当たっては、介護給付費明細書への商品コードの記載が必要となります。

(5) 複数の福祉用具を貸与する場合の価格

[貸与] (老振発0327第3号 平成27年3月27日 厚労省老健局振興課長通知)

福祉用具の貸与価格について、複数の福祉用具を貸与する場合は、給付の効率化・適正化の観点から、予め都道府県等に減額の規程を届け出ることにより、通常の貸与価格から減額して貸与することを可能とします。

○複数の福祉用具を貸与する場合の考え方

複数の福祉用具を貸与する場合とは、同一の利用者に2つ以上の福祉用具を貸与する場合とします。

そのため複数の捉え方については、例えば1つの契約により2つ以上の福祉用具を貸与する場合、契約数に関わらず2つ以上の福祉用具を貸与する場合等、指定福祉用具貸与事業者等が実情に応じて規定することが必要です。

○減額の対象となる福祉用具の範囲

減額の対象となる福祉用具の範囲は、指定福祉用具貸与事業者等が取り扱う福祉用具の一部又は全てを対象とすることができます必要があります。

例えば、主要な福祉用具である車いす及び特殊寝台と同時に貸与される可能性が高い以下の種目を減額の対象となる福祉用具として設定することなどが考えられます。

- ①車いす付属品、②特殊寝台付属品、③床ずれ防止用具、④手すり、⑤スロープ、⑥歩行器

○減額する際の利用料の設定方法

指定福祉用具貸与事業者等は、既に届け出ている福祉用具の利用料（以下、「単品利用料」という。）に加え、減額の対象とする場合の利用料（以下、「減額利用料」という。）を設定することとします。また、1つの福祉用具には、同時に貸与する福祉用具の数に応じて複数の減額利用料を設定することも可能です。

従って、本取り扱いを行う指定福祉用具貸与事業者等は、あらかじめ事業所内のシステム等において1つの福祉用具に対して単品利用料と減額利用料を設定する必要があります。

なお、特定の福祉用具を複数組み合わせたもの、いわゆるセットを定めることは認めないこととし、利用者の状態に応じて適切な福祉用具が選定できるよう、個々の福祉用具に減額利用料を設定することが必要です。

○減額の規定の整備

居宅条例・予防条例等に規定するとおり、運営規程等に単品利用料と減額利用料のいずれについても記載する必要があります。

当該条例等により、指定福祉用具貸与事業者等は利用料等の運営規程を定めることとされていることから、本取り扱いを行う指定福祉用具貸与事業者等においては、減額利用料に関する規定を定め、各指定権者において規定する事業者の指定に関する要領等に則った手続きが必要となります。

○減額利用料の算定等

月の途中において、本取り扱いが適用される場合、あるいは適用されなくなる場合の算定方法は、「介護報酬に係るQ & A (vol. 2)」(平成15年6月30日事務連絡)にて示されている「月途中でサービス提供の開始及び中止を行った場合の算定方法について」等の取り扱いに準じる必要があります。

⇒P. 66 「(10) 月の中途における契約・解約の取扱い」参照

○利用者への説明

本運用を適用する場合、あるいは適用されなくなる場合において変更契約等を行う際には、指定福祉用具貸与事業者等は契約書等においてその旨を記載し、利用者に対して利用料の変更に関する説明を行い、理解を得ることが必要です。

○居宅介護支援事業所等への連絡

本取り扱いに関する運用を含め、指定福祉用具貸与事業者等が利用料を変更する際は、居宅介護支援事業所等において区分支給限度基準額管理を適正に行えるよう、その都度、関係事業所が必要な情報を共有してください。

○その他留意事項

減額する福祉用具の利用料については、利用料のうち重複する経費として想定されるアセスメント、契約手続き、配送・納品及びモニタリング等に係る経費に相当する範囲において適切に設定するよう留意が必要です。

【国Q & A】(平成27年度介護報酬改定に関するQ & A (平成27年4月1日))

〔複数の福祉用具を貸与する場合の運用について〕

(問178) 運営規程自体に額を記載せず、目録のとおりとされている場合は、どのような届出を提出させるのか。

(回答) 指定福祉用具貸与事業者等が減額利用料に関する運用を行う場合、必要に応じて運営規定に「その額の設定の方式」を定め、提出が必要となる。個々の福祉用具の利用料については、運営規程に目録に記載されている旨が記載されていれば目録を提出することになる。

(6) 高齢者虐待防止措置未実施減算

【貸与】(厚告19別表11注1・厚告127別表9注1)

居宅条例245条(40条2項を準用)・予防条例231条(50条の10の2を準用)に規定する虐待の防止の措置(P.51参照)を講じていない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算します。

【ポイント】

高齢者虐待防止措置未実施減算については、事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、居宅条例245条(40条2項を準用)・予防条例231条(50条の10の2を準用)に規定する虐待の防止の措置(P.51参照)を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算することとなります。具体的には、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を横浜市長に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を横浜市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算します。

【国Q & A】令和6年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 1) (令和6年3月15日)

(問167) 高齢者虐待が発生していない場合においても、虐待の発生又はその再発を防止するための全ての措置(委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施、担当者を置くこと)がなされていなければ減算の適用となるのか。

(回答) 減算の適用となる。

なお、全ての措置の一つでも講じられていなければ減算となることに留意すること。

(問 168) 運営指導等で行政機関が把握した高齢者虐待防止措置が講じられていない事実 が、発見した日の属する月より過去の場合、遡及して当該減算を適用するのか。

(回答) 過去に遡及して当該減算を適用することはできず、発見した日の属する月が「事実が生じた月」となる。

(問 169) 高齢者虐待防止措置未実施減算については、虐待の発生又はその再発を防止するための全ての措置（委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施、担当者を置くこと）がなされていない事実が生じた場合、「速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から三月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間にについて、入居者全員について所定単位数から減算することとする。」こととされているが、施設・事業所から改善計画が提出されない限り、減算の措置を行うことはできないのか。

(回答) 改善計画の提出の有無に関わらず、事実が生じた月の翌月から減算の措置を行って差し支えない。当該減算は、施設・事業所から改善計画が提出され、事実が生じた月から3か月以降に当該計画に基づく改善が認められた月まで継続する。

(7) 業務継続計画未策定減算 ※令和7年3月31日までの間は減算を適用しない。

[貸与] (厚告19別表11注2・厚告127別表9注2)

居宅条例 245 条（32 条の 2 準用）・予防条例 231 条（50 条の 2 の 2）に規定する基準（P.47 参照）を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算します。

【ポイント】

業務継続計画未策定減算については、居宅条例 245 条（32 条の 2 準用）・予防条例 231 条（50 条の 2 の 2）に規定する基準（P.47 参照）を満たさない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準を満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとします

なお、経過措置として、令和7年3月31日までの間、当該減算は適用されませんが、義務となっていることを踏まえ、速やかに作成してください。

【国Q&A】令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 6) (令和6年5月17日)

(問 7) 業務継続計画未策定減算はどのような場合に適用となるのか。

(回答) 感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合や、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合に減算の対象となる。

なお、令和3年度介護報酬改定において業務継続計画の策定と同様に義務付けられた、業務継続計画の周知、研修、訓練及び定期的な業務継続計画の見直しの実施の有無は、業務継続計画未策定減算の算定要件ではない。

【国Q&A】令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 1) (令和6年3月15日)

(問 165) 業務継続計画未策定減算の施行時期はどのようになるのか。

(回答) 業務継続計画未策定減算の施行時期は下記表のとおり

	対象サービス	施行時期
①	通所介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護	令和6年4月 ※ただし、令和7年3月31日までの間、感染症の予防及び蔓延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。
②	通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション	令和6年6月 ※上記①の※と同じ
③	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与、定期巡回・隨時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅介護支援、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与、介護予防支援	令和7年4月

※居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導、特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売には、業務継続計画未策定減算は適用されない。

(問 166) 行政機関による運営指導等で業務継続計画の未策定など不適切な運営が確認された場合、「事実が生じた時点」まで遡及して当該減算を適用するのか。

(回答) 業務継続計画未策定減算については、行政機関が運営指導等で不適切な取り扱いを発見した時点ではなく、「基準を満たさない事実が生じた時点」まで遡及して減算を適用することとなる。

例えば、通所介護事業所が、令和7年10月の運営指導等において、業務継続計画の未策定が判明した場合（かつ、感染症の予防及び蔓延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っていない場合）、令和7年10月からではなく、令和6年4月から減算の対象となる。

また、訪問介護事業所が、令和7年10月の運営指導等において、業務継続計画の未策定が判明した場合、令和7年4月から減算の対象となる。

(8) 特別地域における加算

[貸与] (厚告19別表11注3・厚告127別表9注3)

特別地域加算の対象地域（※）に所在する場合であって、福祉用具貸与の開始日の属する月に、通常の事業の実施地域において福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに福祉用具貸与費の100分の100に相当する額を限度として所定単位数に加算します。

※横浜市内に該当地域はありません。

（厚生労働大臣が定める地域（平成24年3月13日 厚生労働省告示第120号）参照）

(9) 中山間地域等における小規模事業所に対する加算

[貸与] (厚告19別表11注4・厚告127別表9注4)

別に厚生労働大臣が定める地域（※）に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する事業所の場合、福祉用具貸与の開始日の属する月に、通常の事業の実施地域において要する交通費に相当する額の3分の2に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに福祉用具貸与費の3分の2に相当する額を限度として所定単位数に加算します。

※横浜市内に該当地域はありません。

（厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成21年3月13日 厚生労働省告示第83号）第1号参照）

(10) 中山間地域等居住者へのサービス提供に対する加算

[貸与] (厚告19別表11注5・厚告127別表9注5)

別に厚生労働大臣が定める地域（※）に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて指定福祉用具貸与を行う場合は、当該指定福祉用具貸与の開始日の属する月に、当該事業者の通常の事業の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額の3分の1に相当する額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具貸与費の3分の1に相当する額を限度として所定単位数に加算します。

※横浜市内に該当地域はありません。

（厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成21年3月13日 厚生労働省告示第83号）第2号参照）

(11) 他のサービスとの関係

[貸与] (厚告19別表11注7・厚告127別表9注7)

○特定施設入居者生活介護費（短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）又は認知症対応型共同生活介護費（短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く。）、地域密着型特定施設入居者生活介護費（短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定している場合は、福祉用具貸与費は、算定しません。

○介護予防特定施設入居者生活介護費（介護予防短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）又は介護予防認知症対応型共同生活介護費（介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く。）を算定している場合は、介護予防福祉用具貸与費は、算定しません。

(12) 月の中途における契約・解約の取扱い

【国Q&A】（「介護報酬に係るQ&A（V o 1. 2）について」（平成15年6月30日））

（問9）月途中でサービス提供の開始及び中止を行った場合の算定方法について。

（回答）福祉用具貸与の介護報酬については、公定価格を設定せず、暦月単位の実勢価格としている。貸与の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月の貸与期間が1月に満たない場合については、当該開始月及び中止月は日割り計算を行う。ただし、当分の間、半月単位の計算方法を行うことも差し支えない。

いずれの場合においても、居宅介護支援事業者における給付計算が適切になされるよう、その計算方法を運営規程に記載する必要がある。なお、介護給付明細書の記載方法について、福祉用具貸与を現に行った日数を記載することとなつことに留意する。

(13) 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給限度基準額について [販売] (厚告34)

年度における居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額及び介護予防福祉用具購入費支給限度基準額は10万円です。

(14) 居宅介護福祉用具購入費の支給が必要と認められる場合

[販売] (介護保険法施行規則第70条)

- 居宅介護福祉用具購入費は、当該居宅要介護被保険者の日常生活の自立を助けるために必要と認められる場合に限り支給されます。
- 毎年4月1日からの12月間において、当該購入した特定福祉用具と同一の種目の特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具（当該購入した特定福祉用具と用途及び機能が著しく異なるものを除く）を既に購入しており、かつ居宅介護福祉用具購入費（介護予防福祉用具購入費）が支給されている場合は、居宅介護福祉用具購入費（介護予防福祉用具購入費）は支給できません。
- ただし、既に購入した特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具が破損した場合、被保険者の介護の必要な程度が著しく高くなった場合その他の特別の事情がある場合であって、市町村が居宅介護福祉用具購入費の支給が必要と認める場合は、この限りではありません。

福 祉 用 具 の 種 目

[参考資料9]

○福祉用具貸与

- ・厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目（厚告 93）
- ・介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて（老企 34）

<対象種目>

貸与の対象となる用具は、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト（つり具の部分を除く）、自動排泄処理装置の13種目が指定されている。

1 車いす

自走用標準型車いす、普通型電動車いす又は介助用標準型車いすに限る。

① 自走用標準型車いす

→日本工業規格（JIS）T9201:2006 のうち自走用標準形、自走用座位変換形及びパワーアシスト形に該当するもの及びこれに準ずるもの（前輪が大径車輪であり後輪がキャスターのものを含む）をいう。

また、自走用スポーツ形及び自走用特殊形のうち要介護者等が日常生活の場面で専ら使用することを目的とするものを含む。

② 普通型電動車いす

→日本工業規格（JIS）T9203 : 2010 のうち自操用標準形、自操用ハンドル形、自操用座位変換形に該当するもの及びこれに準ずるものをいう。

なお、自操用簡易形及び介助用簡易形にあっては、車いす本体の機構に応じて①又は③に含まれるものであり、電動補助装置を取り付けてあることをもって本項でいう普通型電動車いすと解するものではないものである。

③ 介助用標準型車いす

→日本工業規格（JIS）T9201 : 2006 のうち、介助用標準形、介助用座位変換形、介助用パワーアシスト形に該当するもの及びそれに準ずるもの（前輪が中径車輪以上であり後輪がキャスターのものを含む）をいう。

また、日本工業規格（JIS）T9203 : 2010 のうち介助用標準形に該当するもの及びこれに準ずるもの（前輪が中径車輪以上であり後輪がキャスターのものを含む。）をいう。

2 車いす付属品

クッション、電動補助装置等であって、車いすと「一体的に使用されるもの」に限る。

「一体的に使用されるもの」

→車いすの貸与に併せて貸与される付属品又は既に利用者が車いすを使用している場合に貸与される付属品

① クッション又はパッド

→車いすのシート又は背もたれに置いて使用することができる形状のもの

② 電動補助装置

→自走用標準型車いす又は介助用標準型車椅子に装着して用いる電動装置であって、電動装置の動力により、駆動力の全部又は一部を補助する機能を有するもの

③ テーブル

→車いすに装着して使用することができるもの

④ ブレーキ

→車いすの速度を制御する機能を有するもの又は車いすを固定する機能を有するもの

3 特殊寝台

「サイドレール」が取り付けてあるもの又は取り付けることが可能なものであって次に掲げる機能のいずれかを有するものに限る。

- 1 背部又は脚部の傾斜角度が調整できる機能
- 2 床板の高さが無段階に調整できる機能

「サイドレール」

利用者の落下防止に資するものであり、取付けが簡易なもので、安全の確保に配慮されたもの

4 特殊寝台付属品

マットレス、サイドレール等であって、特殊寝台と「一体的に使用されるもの」に限る。

「一体的に使用されるもの」

→特殊寝台の貸与に併せて貸与される付属品又は既に利用者が特殊寝台を使用している場合に貸与される付属品

① サイドレール

→特殊寝台の側面に取り付けることにより、利用者の落下防止に資するものであり、取付けが簡易なもので、安全の確保に配慮されたもの

② マットレス

→特殊寝台の背部又は脚部の傾斜角度の調整を妨げないよう、折れ曲がり可能な柔軟性を有するもの

③ ベッド用手すり

→特殊寝台の側面に取付けが可能であり、起き上がり、立ち上がり、移乗等を行うことを容易にするもの

④ テーブル

→特殊寝台の上で使用することができるものであって、門型の脚を持つもの、特殊寝台の側面から差し入れることができるもの又はサイドレールに乗せて使用することができるもの

⑤ スライディングボード・スライディングマット

→滑らせて移乗・位置交換するための補助として用いられるものであり、滑りやすい素材又は滑りやすい構造であるもの

⑥ 介功用ベルト

→居宅要介護者等又はその介護を行う者の身体に巻き付けて使用するものであって、起き上がり、立ち上がり、移譲等を容易に介助することができるもの。

ただし、購入告示第三項第七号に掲げる「入浴介功用ベルト」は除かれる。

5 床ずれ防止用具

次のいずれかに該当するものに限る。

- 1 送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気マット
- 2 水等によって減圧による体圧分散効果をもつ全身用のマット

① 送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気パッドが装着された空気マットであって、体圧を分散することにより、圧迫部位への圧力を減ずることを目的としたもの

② 水、エア、ゲル、シリコン、ウレタン等からなる全身用のマットであり、体圧を分散することにより、圧迫部位への圧力を減ずることを目的として作られたもの

6 体位変換器

空気パッド等を身体の下に挿入することにより、居宅要介護者等の体位を容易に変換できる機能を有するものに限り、体位の保持のみを目的とするものを除く。

- ・空気パッド等を身体の下に挿入し、てこ、空気圧、その他の動力を用いることにより、仰臥位から側臥位又は座位への体位の変換を容易に行うことができるもの（起き上がり補助装置を含む）
- ・体位の保持のみを目的とするものは除く

7 手すり

取付けに際し工事を伴わないものに限る。

→ベッド用手すりは除く

- ① 居宅の床に置いて使用すること等により、転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的とするものであって、取付けに際し工事を伴わないもの
- ② 便器又はポータブルトイレを囲んで据え置くことにより、座位保持、立ち上がり又は移乗動作に資することを目的とするものであって、取付けに際し工事を伴わないもの

8 スロープ

段差解消のためのものであって、取付に際し工事を伴わないものに限る。

- ・段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないもの
- ・個別の利用者のために改造したもの及び持ち運びが容易でないものを除く

9 歩行器

歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するものに限る。

- 1 車輪を有するものにあっては、体の前及び左右を囲む「把手等」※1 を有するもの※2
- 2 左右のフレームとこれを連結する中央部のパイプからなり、四輪又はそれ以上の車輪を有し、うち二つ以上の車輪について自動制御等の機能※3 があるもの
- 3 四脚を有するものにあっては、上肢で保持して移動させることができるもの

※1 「把手等」…手で握る又は肘を載せるためのフレーム、ハンドグリップ類

※2 「体の前及び左右を囲む把手等を有する」…

- ・体の前及び体の左右の両方に有するもの
- ・ただし、体の前の把手等については、必ずしも手で握る又は肘を載せる機能有する必要はなく、左右の把手等を連結するためのフレーム類でも差し支えない。
- ・把手の長さについては、要介護者等の身体の状況により異なるものであり長さは問わない。

※3 「自動制御等の機能」…上り坂ではアシストの機能、下り坂では制動の機能、坂道の横断では片流れ防止及びつまずき等による急発進防止の機能

10 歩行補助つえ

松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。

11 認知症老人徘徊感知機器

介護保険法第5条の2第1項に規定する認知症である老人が屋外へ出ようとした時等、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するもの

○認知症である老人が屋外へ出ようとした時等、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するもの（離床センサーを含む）

○2つ以上の機能を有する福祉用具について

福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。

但し、当該福祉用具の機能を高める外部との通信機能を有するもののうち、認知症老人徘徊感知機器において、当該福祉用具の種目に相当する部分と当該通信機能に相当する部分が区分できる場合には、当該福祉用具の種目に相当する部分に限り給付対象とする。

※認知症老人徘徊感知機器本体の貸与価格に通信機能の価格を転嫁する等の行為は認められません。

12 移動用リフト（つり具の部分は除く）

床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するものであって、その構造により、自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの（取付けに住宅の改修を伴うものを除く）

① 床走行式

一つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げ、キャスター等で床又は階段等を移動し、目的の場所に人を移動させるもの

② 固定式

一居室、浴室、浴槽等に固定設置し、その機器の可動範囲内で、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げるもの又は持ち上げ、移動させるもの

③ 据置式

一床又は地面に置いて、その機器の可動範囲内で、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げるもの又は持ち上げ移動させるもの（エレベータ及び階段昇降機は除く）

13 自動排泄処理装置

尿又は便が自動的に吸引されるものであって、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの。

交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。）及び専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの並びに専用パンツ、専用シーツ等の関連製品は除かれる。

○特定福祉用具販売

- ・厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び
厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具販売の種目（厚告 94）
- ・介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて（老企 34）

<対象種目>

販売の対象となる用具は、腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、排泄予測支援機器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分、スロープ、歩行器、歩行補助つえの9種目が指定されている。

1 腰掛便座

次のいずれかに該当するものに限る。

- ①和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの（腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む）
- ②洋式便器の上に置いて高さを補うもの
- ③電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有するもの
- ④便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（水洗機能を有する便器を含み、居室において利用可能であるものに限る。）。

但し、設置に要する費用については従来通り、法に基づく保険給付の対象とならないものである。

2 自動排泄処理装置の交換可能部品

自動排泄処理装置の交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。

専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シーツ等の関連製品は除かれる。

3 排泄予測支援機器

利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に自動で通知するものである。専用ジェル等装着の都度、消費するもの及び専用シート等の関連製品は除かれる。

4 入浴補助用具

座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するものに限る。

- ①浴用椅子 → 座面の高さが概ね35センチメートル以上のもの又はリクライニング機能を有するもの
- ②浴槽用手すり → 浴槽の縁を挟み込んで固定することができるもの
- ③浴槽内椅子 → 浴槽内に置いて利用することができるもの
- ④入浴台 → 浴槽の縁にかけて利用する台であって、浴槽への出入りを容易にすることができまするもの
- ⑤浴室すのこ → 浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるもの
- ⑥浴槽内すのこ → 浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うもの
- ⑦入浴用介助ベルト → 居宅要介護者等の身体に直接巻き付けて使用するものであって、浴槽への出入り等を容易に介助することができるもの

5 簡易浴槽

「空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるもの」であって、取水又は排水のために工事を伴わないもの
「空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるもの」

硬質の材質であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含むものであり、居室において必要があれば入浴が可能なもの

6 移動用リフトのつり具の部分

身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの

7 スロープ

段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないもの

8 歩行器

歩行が困難なものの歩行機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、四脚を有し、上肢で保持して移動させることができるもの

9 歩行補助つえ

カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。

○ 2つ以上の機能を有する福祉用具について

- ・福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。
- ・当該福祉用具の機能を高める外部との通信機能を有するもののうち、認知症老人徘徊感知機器において、当該福祉用具の種目に相当する部分と当該通信機能に相当する部分が区分できる場合には、当該福祉用具の種目に相当する部分に限り給付対象とする。

※認知症老人徘徊感知機器本体の貸与価格に通信機能の価格を転嫁する等の行為は認められません。

【国Q & A】（令和6年度介護報酬改定に関する関係Q & A（Vol. 1）（令和6年3月15日））

（問98）特定福祉用具販売の種目は、どのような場合に再支給又は複数個支給できるのか。

（回答）居宅介護福祉用具購入費の支給が必要と認める場合については、介護保険法施行規則第70条 第2項において「当該既に購入した特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具が破損した場合、当該居宅要介護被保険者の介護の必要の程度が著しく高くなった場合その他特別の事情がある場合であって、市町村が当該申請に係る居宅介護福祉用具購入費の支給が必要と認めるときは、この限りでない。」とされており、「その他特別な事情」とは、利用者の身体状況や生活環境等から必要と認められる場合の再支給のほか、ロフストランドクラッチやスロープのような種目の性質等から複数個の利用が想定される場合も含まれる。

（問105）スロープは、どのような基準に基づいて「福祉用具貸与」、「特定福祉用具販売」、「住宅改修」に区別し給付すればよいのか。

（回答）取り付けに際し、工事を伴う場合は住宅改修とし、工事を伴わない場合は福祉用具貸与又は特定福祉用具販売とする。

厚生労働省等が発行している各種ガイダンス・ガイドライン等について

本文書内で紹介されている、各種ガイダンス・ガイドライン等（厚生労働省等が発行元であるもの）の詳細については、以下 URL より各ホームページをご確認ください。

	発行元及び文書名	ホームページ URL
1	個人情報保護委員会・厚生労働省 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html
2	厚生労働省 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」	https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000516275.html
3	厚生労働省 「介護現場における感染対策の手引き」	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html
4	厚生労働省 「介護現場におけるハラスマント対策マニュアル」「（管理職・職員向け）研修のための手引き」	https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html
5	厚生労働省 「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版（2019年3月）」	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/ninchi/index_00003.html
6	厚生労働省 「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」※通知	https://www.wam.go.jp/wamappl/bb05kaig.nsf/vAdmPBigcategory20/1A5D0E228DA623954925703600278835?openDocument
7	厚生労働省 「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html
8	厚生労働省 「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html
9	一般社団法人シルバーサービス振興会 「介護事業所・施設の管理者向けガイドライン」	https://www.espa.or.jp/surveillance/r01_01_report.html

[参考資料11]

ハンドル形電動車椅子を使用中の事故防止に向けた対応について

ハンドル形電動車椅子については、主に歩行補助の必要性が高い高齢者の日常的な移動手段として使用されていますが、使用中の死亡・重傷事故が多数発生しています。これを踏まえ、厚生労働省より事故防止に向けた対応についての各種通知等が発出されています。

については、福祉用具貸与事業者等においては、以下 URL に示す通知等の内容について福祉用具専門相談員等に対し周知徹底を図るとともに、必要に応じてハンドル形電動車椅子の利用者に対し使用前の説明・指導を実施願います。

【参考（横浜市 HP）】

トップページ>ビジネス>分野別メニュー>福祉・介護>高齢者福祉・介護>介護保険関連情報>
運営関連情報>介護保険事業運営・開設関連情報
>居宅サービス関連 7.（介護予防）福祉用具貸与、特定（介護予防）福祉用具販売関連
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/koureい/jigousya/kaigo/#kyotaku>

【ポイント】

- 福祉用具専門相談員等においては、ハンドル形電動車椅子の貸与に当たって、「ハンドル形電動車椅子 利用に関する知識・技能についての教育・訓練の基本項目」の内容について、事故防止の観点から利用者に対しあらかじめ説明してください。
- 福祉用具専門相談員等においては、ハンドル形電動車椅子の貸与に当たって、利用者の使用環境を十分に確認した上で、登降坂性能（傾斜角度 10° 以下）を超える急坂での使用が想定される場合には、警告機能を有するものを選定してください。

[参考資料 12]

事務連絡
令和3年3月5日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管課（室） 御中
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課

福祉用具の重大製品事故報告に係る情報提供について

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

介護保険の福祉用具を安全に利用するためには、事故防止に取り組むことが重要であり、これまで消費者庁から報告された福祉用具に関する重大事故の注意喚起を行ってきたところです。また、令和3年度介護報酬改定に関する審議報告において、「福祉用具の事故等に関して、再発防止の観点から、市町村等においてどのような内容の情報が収集されているのか 実態把握を行うとともに、関係省庁及び関係団体と連携しつつ、事故が起きる原因等の分析や情報提供の方法等について、介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化の取組を踏まえながら、更なる効果的な取組について、今後検討していくべきである。」とされたところです。

今後、福祉用具の事故等に関する取組について検討を進めていくこととなります。引き続き、消費者庁から公表されている消費生活用製品の重大製品事故のうち、福祉用具に係る事故について、随時情報提供を行っていきますので、都道府県、指定都市及び中核市 の担当課室におかれましては、管内市町村及び福祉用具貸与事業所等に対し、広く周知いただくとともに、遺漏なく御対応願います。

（参考）以下のリンク先に掲載されている消費生活用製品の重大製品事故情報のうち、福祉用具に係る事故について情報提供を行います。

掲載先（消費者庁ホームページ） <https://www.caa.go.jp/notice/release/2020/>

【厚生労働省担当】
厚生労働省老健局 高齢者支援課
福祉用具・住宅改修係
電話：03-5253-1111（内3985）
e-mail：fukushiyougu@mhlw.go.jp

【ポイント】

○上記情報については、本市ホームページ上でも随時ご案内していますのでご確認ください。

【横浜市ホームページ】

以下リンクから

居宅サービス関連 ⇒ 7.（介護予防）福祉用具貸与、特定（介護予防）福祉用具販売関連
へお進みください。

トップページ >ビジネス >分野別メニュー >福祉・介護 >高齢者福祉・介護
>介護保険関連情報>運営関連情報 >介護保険事業運営・開設関連情報
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/hoken/unei/kaigo.html#kyotaku>